

第九十四回国会 衆議院 石炭対策特別委員會議録 第五号

昭和五十六年四月九日(木曜日)

午前十時二分開議

出席委員

委員長 森中 守義君

理事 愛野興一郎君 理事 檜橋 進君

理事 三原 朝雄君 理事 渡辺 省一君

理事 岡田 利春君 理事 中西 續介君

理事 田中 昭二君 理事 小淵 正義君

理事 麻生 太郎君 理事 太田 誠一君

理事 北口 博君 理事 久間 章生君

理事 倉成 正君 理事 古賀 誠君

理事 藤田 義光君 理事 保利 耕輔君

理事 塚田 庄平君 理事 中村 重光君

理事 鍛冶 清君 理事 稲富 稔人君

理事 小沢 和秋君 理事 石原健太郎君

出席國務大臣

通商産業大臣 田中 六助君

出席政府委員

通商産業省立地 松村 克之君

公害局長 森山 信吾君

資源エネルギー 庁長官 福川 伸次君

資源エネルギー 庁石炭部長 中澤 忠義君

中小企業庁次長 加藤 孝君

労働省職業安定 局長 塩飽 二郎君

局失業対策部長 塩飽 二郎君

委員外の出席者

農林水産省構造 改善局農政部長 金子 史生君

改造善事業課長 塩飽 二郎君

運輸省鉄道監督 局長 金子 史生君

局国有鉄道部地 方交通線対策室 長 金子 史生君

建設省道路局局 道第二課長 信高 裕君

建設省住宅局住 環境整備室長 中田 亨君

自治大臣官房地 城政策課長 藤原 良一君

自治省財政局交 付税課長 能勢 邦之君

商工委員会調査 室長 中西 申一君

委員の異動

四月九日

八木 昇君

八木 昇君

八木 昇君

八木 昇君

八木 昇君

八木 昇君

八木 昇君

八木 昇君

八木 昇君

八木 昇君

八木 昇君

八木 昇君

八木 昇君

八木 昇君

八木 昇君

八木 昇君

八木 昇君

八木 昇君

八木 昇君

八木 昇君

八木 昇君

八木 昇君

八木 昇君

八木 昇君

八木 昇君

八木 昇君

八木 昇君

八木 昇君

八木 昇君

八木 昇君

八木 昇君

八木 昇君

森中委員長 御異議なしと認めます。よって、
次により、理事補欠選任の件についてお諮りいたし

森中委員長 御異議なしと認めます。よって、
次により、理事補欠選任の件についてお諮りいたし

森中委員長 御異議なしと認めます。よって、
次により、理事補欠選任の件についてお諮りいたし

森中委員長 御異議なしと認めます。よって、
次により、理事補欠選任の件についてお諮りいたし

森中委員長 御異議なしと認めます。よって、
次により、理事補欠選任の件についてお諮りいたし

森中委員長 御異議なしと認めます。よって、
次により、理事補欠選任の件についてお諮りいたし

森中委員長 御異議なしと認めます。よって、
次により、理事補欠選任の件についてお諮りいたし

森中委員長 御異議なしと認めます。よって、
次により、理事補欠選任の件についてお諮りいたし

森中委員長 御異議なしと認めます。よって、
次により、理事補欠選任の件についてお諮りいたし

森中委員長 御異議なしと認めます。よって、
次により、理事補欠選任の件についてお諮りいたし

森中委員長 御異議なしと認めます。よって、
次により、理事補欠選任の件についてお諮りいたし

森中委員長 御異議なしと認めます。よって、
次により、理事補欠選任の件についてお諮りいたし

森中委員長 御異議なしと認めます。よって、
次により、理事補欠選任の件についてお諮りいたし

森中委員長 御異議なしと認めます。よって、
次により、理事補欠選任の件についてお諮りいたし

森中委員長 御異議なしと認めます。よって、
次により、理事補欠選任の件についてお諮りいたし

森中委員長 御異議なしと認めます。よって、
次により、理事補欠選任の件についてお諮りいたし

森中委員長 御異議なしと認めます。よって、
次により、理事補欠選任の件についてお諮りいたし

森中委員長 御異議なしと認めます。よって、
次により、理事補欠選任の件についてお諮りいたし

森中委員長 御異議なしと認めます。よって、
次により、理事補欠選任の件についてお諮りいたし

森中委員長 御異議なしと認めます。よって、
次により、理事補欠選任の件についてお諮りいたし

森中委員長 御異議なしと認めます。よって、
次により、理事補欠選任の件についてお諮りいたし

森中委員長 御異議なしと認めます。よって、
次により、理事補欠選任の件についてお諮りいたし

森中委員長 御異議なしと認めます。よって、
次により、理事補欠選任の件についてお諮りいたし

森中委員長 御異議なしと認めます。よって、
次により、理事補欠選任の件についてお諮りいたし

森中委員長 御異議なしと認めます。よって、
次により、理事補欠選任の件についてお諮りいたし

森中委員長 御異議なしと認めます。よって、
次により、理事補欠選任の件についてお諮りいたし

森中委員長 御異議なしと認めます。よって、
次により、理事補欠選任の件についてお諮りいたし

森中委員長 御異議なしと認めます。よって、
次により、理事補欠選任の件についてお諮りいたし

森中委員長 御異議なしと認めます。よって、
次により、理事補欠選任の件についてお諮りいたし

森中委員長 御異議なしと認めます。よって、
次により、理事補欠選任の件についてお諮りいたし

森中委員長 御異議なしと認めます。よって、
次により、理事補欠選任の件についてお諮りいたし

森中委員長 御異議なしと認めます。よって、
次により、理事補欠選任の件についてお諮りいたし

森中委員長 御異議なしと認めます。よって、
次により、理事補欠選任の件についてお諮りいたし

森中委員長 御異議なしと認めます。よって、
次により、理事補欠選任の件についてお諮りいたし

森中委員長 御異議なしと認めます。よって、
次により、理事補欠選任の件についてお諮りいたし

森中委員長 御異議なしと認めます。よって、
次により、理事補欠選任の件についてお諮りいたし

森中委員長 御異議なしと認めます。よって、
次により、理事補欠選任の件についてお諮りいたし

森中委員長 御異議なしと認めます。よって、
次により、理事補欠選任の件についてお諮りいたし

いか、これはひとりよがりの私の反省かも知れませんが、せいぜい反省を持ってほしいという願いがあります。

それから、後のことはわれわれは十分やらなければいけないことだと思いますけれども、私どもも大きな責任があるのは、それぞれの地域地域あるいはそれぞれの単独の陳情とか、鉱害対策とか、そういうことだけにうつを抜かしておったという部分の広域的なものの欠如、極端に言えば一件一件の話には応じ、一件一件の相談には乗ったけれども、二件、三件、十件とか、これはたとえてごさいますけれども、そういう広い範囲のことについて本当に真剣にやっただけかという反省を持ちます。したがって、広域的な対処の仕方、それぞれの地域、町とか村とかいうこともございませうけれども、そういう筑豊なら筑豊地帯、北海道なら北海道のある大きな地域というように広域的な範囲のものの考え方を徹底してやっただけか、こういうようなこと。

したがって、そういうふうなことからしまして、私ども、特別地域のそういう地域の状態に適應するような事業を促進するというようなことで、今回十一億をそういうもののために計上いたしましたわけでございますけれども、そういうことに金を使つてほしい。それと同時に、政府も、いま事務レベルの各省との連絡会議が持たれておりますが、そういう点の活用をフルにして、あと十年間のスタートに立つてそういう反省をするのと同時に、反省するだけじゃなくて、そういう観点からこの事態を見直して、実行に移したいというふうに考えます。

○中西(補)委員 いまお答えいただきました点が三点あったと思うのです。後半の総合的対策という問題等につきましては、この前明らかにされましたこの答申の内容をつぶさに見ましても、この中に明らかにされておるところであります。さらにまた、その上に立つて、この答申の中の最終段階におきまして、政府あるいは各省庁間あるいは

地方公共団体等の体制をどう立て直し、見直していくかという問題等についても出ております。

ところが、一点目の自主性あるいは自立性が欠けるといふこの点でありますけれども、産炭地だといふことでもってその意識が強い。そうしたものが自主性あるいは自立性が欠けるといふことがつながるだろうかというのを私は非常に疑問に思います。確かに、いままで産炭地からあるいは経済的な位置づけがいらしたとすると、余りにもこれ一本に頼つておったという地域でありますだけに、これがなくなれば当然そこには虚脱的なものが起こるし、そのことへの郷愁なりそういうものが大変強くあるといふことは事実であります。だからそこには自立性が欠けるというところにはなつてこないのではないか。

私が指摘したいと思ふのは、何と申しまして、この法律そのものを見てまいりましたも、先ほど指摘をいたしましたように、計画をつくるということはあつても、具体的にこの前質問をした際に、年次の計画は非常に困難だといふことを言つておりますけれども、少なくとも十年という規制される年限があるならば、その中で一応これだけのものは達成をするという目標の設定とそれに対する財政的な裏づけなり何なりがあつて、そして国が果たす役割りとさらに地方自治体の果たす役割り、あるいは住民の果たす役割りと

いふものを明確にこの基本計画の中に示すべきであらうと思ふます。基本計画を見てみましても、そのような羅列されたものはありまして、も、そうした具体的なものは余りない。こういうことになつてまいりますと、どこが責任を持つてその任を果たしていくかといふことが欠落するれば、今後十年間これをいたしたとしてしましても、また同じことが繰り返されていくのではないかとこのことを私は恐れます。

そういう意味で、この一点目の問題、そういう心情的なものはあつたにいたしましても、もう少し踏み込んで、いままでの二十年の中、何が一番問題だったかといふことを明らかにしておく

必要があらうと思ふます。そのことを埋めていつて今後の対策はどうするかといふことを考えなければ、この十年間単純延長があつたとしても、また再びその過ちを犯していくのではないかと私は思ふますので、この点もう一度回答をいただきたいと思ふます。

○田中(六)國務大臣 過去長い間、すでに産炭地振興並びに通常言われております石炭六法というもので、私も政府が中心になつてそういう法律でこれらの産炭地を含めまして炭鉱問題を処理してきておるわけでございますが、御承知のように特別会計といふものを設けてやつてきております。大体千二、三百億円の金はその特別会計に計上されておりました。しかし、他の地域あるいは他の産業、たとえば中小企業対策といつたしましても、五十六年度は大きめに言う二千五百億くらいのお金でございます。そういうものに比べるときに石炭勘定の金といふものは、いま計上されておるといふと、他の産業部門が指摘するようになり、石炭関係は長い間、しかもかなりの金額じやないかといふ指摘は、私もはるかにそれを肯定できなくても、政府といたしましてはかなりの金額だといふふうに思ふます。

したがって、特に私も自由民主党の政策は、他の政党とも違ひますけれども、民間の活力、民間の自主性、民間の創意工夫といふものをどちかといふと先に進めておりますし、市場機能、マーケットの自主的な運営によつて価格が決まるといふような自由主義経済でもございします。そういうことを勘案するときに、その住民あるいはその産業に携わつてゐる人々の自立性といふものをまず頭に置く私どもの政策でございます。したがって、そういう一つの特定の地域の人々の考えといふものについて、過去のいろいろな、まあ本人たちは長い間のなれと申しますか、そういうことで当然視しているようなことが、はつと気がつければ、案外よそと比べるときにそうではないかもわからないこともございします。

たとえば私はいつも指摘をしておるのですけれども、産炭地振興法というよりなところ、鉱害法というよりなところ、あるいはそれにまつわる諸法律が、たとえば私の方の筑豊地帯からなくなつた場合どうなるだろう。これはすでに一つの産業化してある一つの産業と申しますか工業でもない。一つの企業が来て、そしてそれを肩がわりしているのがこれらの法律じゃないかといふ疑問を私はいつも提示しておりますけれども、そういうことになつておるのはいくつものことなのだろうかといふ反省が、やはり私は地域住民に欲しいと思ふのです。

中西さんの御指摘のように、まず政府の法律の整備、あるいはそれにまつわる機構面の構造的なもの整備があつて、それからのことだといふふうにお考えの考え方ももちろんございしますし、私もそれを否定するものではございしません。しかし、やはり重大なのは、その地域の人の物の考え方がどうなるかといふ反省がどうして欲しいかといふ気持ちは私は色濃く残ります。もちろん、これに對しまして、私も政府は現在事務次官レベルの会合といふものがあります。それより一層の責任を持った関係の会合に引き上げるという案もあるかもしれませんが、私どもは、閣僚よりも事務次官が関連する協議会をより以上機能的に効率的に運営するならば、むしろそれの方がいいと思ふます。いままでの長い間の経験を踏まえて、それを材料にしてより一層の運営をする方がいいのじやないかといふ気持ちでございます。

○中西(補)委員 いま指摘ございました特別会計で千二百億あるいは千三百億措置をしておるといふことでありますけれども、その内容を検討していただくとおわかりのように、この合理化安定対策費、さらに鉱害対策費をもつてすれば、大体この額は消えてしまふわけですね。特に旧産炭地域の問題の中でも鉱害対策といふのは、いかに自立しようとして、いかに反省をしようとして、そのことから住民が立ち上がるということにはならないわけですから、この被害は、あくまでも当時石炭採掘を

やった企業の責任であるし、そしてその後こうい
う法律ができ上がった段階では国の責任、そのこ
とは否定できないわけですね。

しかも戦時中等から特別に石炭採掘をし、そし
て特別大きく被害の出た地域あたりは特別
指定までするくらい状況になっておりますもの
だけに、今回の場合を見ましても五百三十九億と
いうのはこの鉱害対策のためにあるわけです。そ
うしますと、実質的に、この産炭地域振興対策あ
るいは労働省の分等を含めましても、その金額は
いま指摘をされた特別会計全般に大きく影響する
中身にはなっていないわけなんです。

ですから、私が申し上げるまでもなく、あくま
でこうした再生を図る、しかも国土の効用回復を
求め、そして住民が安定して生活できる体制をど
うつくっていくかということになれば、この点は
やはり国が責任を持って補償する、その上に立っ
て産炭地域振興をどう推し進めていくかというこ
うした政策的なものが明らかになってくることは
ならないのではないかと。しかも地域で申します
けれども、地域の各自治体の財政状況は私がこ
でとやかく言う必要もないくらいにきわめて厳し
い状況に陥つておるわけでありまして、その点は
やはり国が中核になってその責を果すべきでは
ないかということをご明確にしておきたいと
私は思うのですが、この点どうでしょう。

○田中(八)国務大臣 筑豊地帯のそれぞれの市町
村の財政力指数から見ますとボトム、つまり日本
のあらゆる地方に比べて非常に落ち込んでお
ります。これは政策あるいは長い間の施策が欠如
しておたからなつたのか、あるいは長い間の、
極端に言えば保護政策と申しますか、あるいは
しますか、悪く言えばそういう私どもの織ぎはぎ
の、ほころびたところだけを詰めていこうという
飛び飛びの政策の大きな誤りだったかも知れま
せんけれども、つまりでんとしたところ、金を
集中してそれを大きく切開手術するということ
ではなくて、長い間胸を病んでおたり、が
んの治療が非常に長引くと同様のよう、一つの臨

床の状態、そういうふうなもので、ただ床に寝か
して薬をずっとやっておつて長生き、つまり寝た
きり老人みたいなことの施策、そういうふうな
のが誤りであつた、それは過去の過ぎし方を見た
ときにそういうことが言えるのであり、私もも
あるいは地元の要望も、その瞬間瞬間、その一時
の施策というものを求め過ぎておつたんじゃない
まいかということもあるんじゃないかと思いま
す。

したがって、この十年間いままからスタートする
について、過去の反省、過去のやり口、手口とい
うものを、もちろん私も大きく施策というもの
のを練り直していく、私もそれは認め、そうしな
ければならないと思つておりますが、そういうこ
とについて地方の人たち、私の県をとつて恐縮で
ございますが、県知事初め市町村の首長も考えな
ければならない。

いま中西委員から、鉱害対策に五百幾らとられ
て、それでほとんど消えるんじゃないかという御
指摘もございまして、その鉱害対策その
ものが問題でございまして、約百以上の中小企業
の建設業者が鉱害対策に従事をする、そこに雇用
しておる人間あるいはまた失対初めその他の人た
ち、道路でもそうでございまして、鉱害の
金が八〇％は筑豊地帯に行くことは、雇
用の実態をながめていただければおわかりのよう
に、産業の誘致というものを私も振興法の中に
もうたつておりますけれども、なかなか産業誘致
というのも大変な面があるわけでございまして、
鉱害対策の金がそのまゝ余り潤わないようなこと
になるんじゃないかと、何か保護的なものに結びつ
くものがあるんじゃないかと思われま

す。いづれにいたしましても、私もいいと言つ
てゐるのじゃなく、そこに大きく地域住民の反
省の度合いを求めるわけでございまして。とい
つて、私も先ほどから指摘しておりますように、
特殊事業、そこに発展するような情勢あるいは広
域の市町村が相互に話し合つていく地盤の金は設
けておるわけでございまして、この出発点に当た

って、私は極端に言い過ぎたかも知れませんが
けれども、大きな反省のもとに、私も政府もリ
ドしていきたいという決意は強く持つておりま
す。

○中西(續)委員 いま御指摘のありました鉱害対
策が雇用を生ぜしめておるとか、私はこういう点
について否定をしておるわけではございません。今度
は十年間ということを通して制限をするようであ
りますから、その十年間の期間をどう生かして
いくのか、それから政府、財政措置をどう生か
していくかということになってくれば、いままで
の問題点をつまびらかにした中で洗いざらい出し
て、こゝろ辺が問題であつたということをお互い
に確認し合つた上で、これからの施策を同じ基盤
に立つて討論をしていきたいという気持ちで私に
は絶えずありますからこの点を指摘して言つたわ
けなんです。

ですから、私は筑豊ですから、たとえば筑豊の
再生あるいは旧産炭地域の再生、また、現在北海
道の場合におきましてはほとんど閉山をしておる
わけですから、その地域の再生等を含めまして、い
ままで落ち込んでいた部分がある程度レベル化し
たということはできたとしても、私たちが新し
い期待をする、あるいは再生し得たという認識に
まで立ち至っていないことは事実なんです。
ですから、いままでの努力、二十年間におけ
る努力というのはそういう点で一定の地ならし程
度はできたということは言えるかもしれせん。
しかし、それでもなおかつまだ格差があつて落ち
込んでおるところもあることは事実なんです。

審議会が答申しておる中身の中にもはつきりし
ております。六条地域の特殊な地域におきまして
は、まだまだそういう一定のレベル化してゐると
ころにも達していないことははっきりしておるわけ
ですから、こういう点あたりが依然として残つて
おるし、答申の中身からすると、過去、市町村段
階でわずかの補助金政策なりで十分ではなかつ
た、それを今度は全体的にどう押し上げていくか
という広い視野に立つての対策を持とう、こうい

うふうになつておるわけでありまして、先ほど
申し上げたように、そういう点はある一定のレベ
ルまでレベル化することには成功したけれども、
一定の地域は依然として残つておる、そういう条
件の中でどう再生を求めていくかということにな
つてくると思つたのです。

いまこの点だけやっておつたのでは時間がござ
いせんから、そういうように認識をした上で二
間に入りたいと思つた。

問題は、高度成長期における条件はいろいろあ
りましたし、またいまの産炭法の第一条にありま
す鉱工業を中心とする浮揚政策、そのことでまた
可能であつたかと思つたのです。しかし、この前
から、参考人の皆さんからの意見聴取をいたしま
しても、特に内陸部あたりにおきましても、そう
いうことがもうほとんど不可能に近い状況になつ
ておるのではないかと。こういうことを考えてみま
すと、企業誘致ということとは非常に悲観的になつ
てくる。

先般の大臣の答弁の中では、やはり政府の大き
な力でもつてはならないだろう、そうし
なければ、そうした再浮揚を図るということにつ
いても困難ではないかということの答弁があつて
おるわけでありまして、そうした中で、こ
の第一条にある目的、これとの関連で、先般から
も主張しておりますように教育、文化、福祉、こ
ういふ点についてどう措置をしていくのかという
ことになれば、やはり地域の財政措置では非常に
困難だということになれば、先ほどから言つてお
るような特定事業促進調整費などが十一億とは言
つていまして、これらの額で果たして足り
るだろうかと思つたわけなんです。

ですから、大臣ちよつとお聞かせいただき
と思つたけれども、この内陸部においては、こ
うした低成長の時代においては特定の基幹産業的
なものを誘致することは非常に困難だと見るべき
か、今後これを継続してやるべきか。二つ目に
は、もしそれができないなら、国の大きな力でも
って何らかの措置をするのかどうか、こういう点

についてひとつお聞かせ願いたいということが一つであります。

それから二つ目が、この第一条にやはり教育、文化、福祉というものをある程度文章化するくらいに強力に推進をするという体制をつくるべきではないかと思うのです。文章化する必要があるし、ないかと私は思うのですが、できるなら文章化してほしいし、もしできないければ、それにかわる措置を何か考えてほしいと思うのですが、この二点について、大臣どうでしょうか。

○田中(六)国務大臣 第一点の、高度成長期からいまの経済の安定成長期への変化に伴って、それに即応した対処をすべきじゃないかという点でございしますが、私もやはり中西委員と同じような考えも当然浮かびます。高度成長期に産業誘致、工業誘致ということでやったような、ああいう態度で現在の経済情勢のもとで済まされるかということでございます。したがって、発想の転換ということが必要になろうかと思ひます。

たとえば、北九州とか福岡市があつて、筑豊地帯をそのベッドタウン化するということも考えられます。しかし、御承知のように、また反面、文化の時代あるいは地方の時代とか、あるいは過疎、過密の情勢というようにも結構うたわれておるし、またそうしなければならぬ事態でもございします。したがって、そういう地方の時代というように、臨海面における工業、あるいはそれに必要な工業あるいは産業というものには不可能かも知れませんが、十分内陸面での仕事というものもございしますし、それから広域的な発想法からいいますと、臨海あるいは内陸と申しまして、いま交通あるいは通信、そういう面からいいますと、距離の差というものは非常に縮まれていると思ひます。

したがって、そういう面で、どちらかというと混合と言つたらどうかと思ひますけれども、ミックスしたような発想法でいくことの方が得策じゃないかというふうに考えますし、政府のある程度の、強力な推進ということも必要要素になつて

くるのじゃないかというふうに思ひます。

第二点目でございますけれども、これにつきまして私もどういふふうな対処をしていくかというところでございしますが、第一条の目的の中に、御承知のように工業というものを、そういう生産面の振興、産業の振興というものをうたつておるわけでございまして、十一條あたり文化とかその他社会のこと、福祉というものをうたつておられますし、一つの鉱業というものがあつたわけでございします。それから、最後は、産炭地でございますし、一つは、それにかわる落ちつく先は、この法律並びにこれに関心のある点は、第一條が目的でございますし、その手段として文化あるいは福祉、そういうようなものが考えられるわけで、いま時代が変わつていろいろしているから、この法律では手段となつておる部分を第一條の目的に、これも発想の転換の一つというぐあいが必要な点かも知れません。

しかし、それぞれの法律がたゞございしますし、この法律について、目的と手段というふうなことで、わざわざ目的の部分に手段の面を持つていかなくてもという考えも浮かびますけれども、私は、中西委員のお考えも一つの考えとしては適当ではないかと思ひますし、そこら辺の調整につきましては、ある程度国会の方にお任せするもの一つの考えではないかと思つております。

○中西(續)委員 そうしますと、いまのお答えでは、一点目、内陸面と臨海産業、距離が近いということもあつて、中核になるべき基幹産業、企業というものを誘致するあるいはそれとのかかわりで、第一條、目的に沿うようにしたいというふうに理解をしてよろしいでしょうか。

○田中(六)国務大臣 私は、これは非常に主観的で恐縮でございますけれども、たとえば私の方の田川市郡というものを考えた場合に、小倉の方からある峠を越えてくる、行橋の方からまた峠を越えてくる、また福岡の方から八木山、これは一つの地名で、私の余りにも身近な話でございますから客観性はないかも知れませんが、

いろいろな峠を越えて三方から田川の盆地に入つてくる。

これは、私が小さいときに読んだ「ロストホライズン」つまり失われた地平線という小説があるわけでございします。要するに、そういう峠を越えてきてそこに入ると本當に樂園があつたというふうなことでございしますけれども、そういうものを理想と夢に描く、頭に描くとすると、工場とかそういうものが来て近代化したことがその住民の幸福かどうか、あるいは昔のままの姿である方が幸福かどうかということは非常に疑問に思ひますし、実は主観的には迷ひますけれども、やはり住民の生活レベルというものが平均化し、標準化されると同時に、並行して農村的なものも残つておるといふものをその住民が求めるんじゃないかというふうに考えられますので、私は、第一條にあることでまあまあいいんじゃないかという気持ちでございします。

○中西(續)委員 いま言われました住民主体的に考えて、それでいいんじゃないかということのようでありまして、いづれにしても、やはりこの法を論議する場合には、十年という制限がついては、これをさらにまた延ばすということであれば私はこまごま言ひませんけれども、やはり具体的にもうちょっと言つていただきたいと思います。特にいま筑豊なりの例が出ましたからなんですけれども、こういう筑豊なら筑豊という内陸部に本當に企業誘致ができる、そういう視点に立つての基本計画を立てるおつもりですか。その点どうでしょうか。

○田中(六)国務大臣 人間というのは、過去の経験とか習性を将来を判断する大きな材料にしがちでございますけれども、たとえば筑豊地帯に私ども多くの企業を誘致し、あるいは努力もしたときでございます。いま努力を捨てておるというわけではございませんけれども、どうしても中高年齢

層の雇用の産業とか仕事というものが来にくくて、しかも女子雇用型の縫製とかあるいは非常に軽工業的なもので、それが倒産したり、また起き上がつたりするような状態の明け暮れという現状を考えますときに、来るなら大きな、しかも中堅の人たちも十分雇用できるような企業が頭に浮かぶわけでございします。

しかし、客観的に見まして、たとえばIC産業など、九州はいまICアイランドというふうな異名をとるほど福岡県以外の他府県では非常にそれがたくさん来ておるわけでございしますけれども、事産炭地となりますと、地盤の下に坑道があるため、すでにそうではないのですけれども、非常に恐れる。地盤が安定しておる地帯ということになつて、困難な場合が多いのです。したがって、臨海といつても、たとえば自分の選挙区中心のお話で恐縮でございますけれども、その方が手取り早いから申し上げたいのですが、刈田に産炭があつてこれも臨海、それから北九州もそうでしょう、福岡もそう。

そういうことになっていきますと、やはりそこに通える人、交通も、いろいろ車などもありますが、だんだんそういうふうになつていつておるわけですが、ただ交通が不便であるという場合は住居の移動ということもあるでしょうけれども、十分通えるような範囲の、先ほど申しました時間的、空間的あるいは距離的なものが非常に短縮されておる時代になつておりますので、ベッドタウンというふうなことも考えられます。そういう点で、現実的にはそういうものも加味したものというふうなことで、それは私どもの選択もありますけれども、その地帯に住んでおる人たちの選択の方にウェイトがあるのじゃないか。

それでは具体性がないんじゃないかというおしかりも受けるでしょうけれども、やはりそれは地域の人たちの選択、あるいは市町村長の広域的な、いづれにしても、指さすかなたはどうかといひますと、その市町村の首長が広域的なことを考えて

いかなければ、産炭地の財政力指数から見てもうまいかない。したがって、その広域圏の中でそれぞれの市町村が、市町村の合併というようなものをしていく過程において何を選択するかという具体性が生まれてくるのではないかと私は思います。

○中西(経)委員 ちよつとわかりにくいのですけれども、ただ私がこれにこだわるのは、前回の質問の際に大臣は、国関係が大きな力を発揮する必要がある、大きな力が中心にならないと絵にかいたもちとなるであろうという言い方までしておるだけに、これからいよいよという方までしておるの基幹産業的なものを誘致して、その場合には国がそこに座って、民間企業なり何なりを誘致するにしましても最大の努力をしていく、こういう体制の中で考えたのではないかと感じていました。しかし、いま答えられていく中身になってまいりますと、ちよつと違つてきているようですね。そこら辺がちよつと整合性を欠きますので、重ねて私はお聞きをしておるわけです。

ですから、たとえば筑豊には何を特徴づけて発展をさせていくのか、それは地域の多くの皆さんの意見なり住民の要求なり、そういうものを民主的に吸収してまとめ上げていくことは当然でありますけれども、その際何かを中心据えなくてはならぬと思うのです。それは何だろう、こういうことをお考えになっておられるかどうか。この前の答弁の中身とかかわりでは私はお聞きしているわけですね。どうでしょう。

○田中(六)国務大臣 人間は試行錯誤ということがございまして、実はわれわれは政府の關係の一人といたしましていろいろなことを考えるわけです。産炭地あるいはそういうものを含みました通産行政でございましてあれこれ考えているわけ、たとえば、北海道の場合は閉山した方がいゝのではないかとと思うような条件も加味しておる新夕張の北炭の問題、こういうものは地元要求もございまして、地元もすいぶん金を出しておつて、これはどうしても再開に踏み切つてほしいと

いけば、私もエネルギー問題も控えておりまして、結果的には大きなロスになるんじゃないかという思いがございまして、地元の御要求あるいは全体の要求を加味してそれぞれ勘案するわけでございます。

それと同様に、いま筑豊地帯のことが問題になつていくわけでございますが、そこに大企業を持つていくと仮定します。そうすると、どの企業がいゝかという選択に迫られるわけでございますが、雇用の条件も考えるし、いま申しました地盤のことも、あるいは環境なども考えた結果、そういう考えももちろん消えたわけではございません。それもいいだろう。しかし、いま申しましたように、臨海地帯の工場がどんどん拡大することによって雇用が拡大するでしょうし、雇用が拡大すれば地帯住民への波及効果も大きくなりますし、そういうことは住民の選択と、それから私どもの一つの行動があるわけでございます。

私が前は大企業を持つてきたい、それが発揮しなければどうにもなるまいと言つたじゃないか、いま言つていくことと違つたという論理でございすけれども、前に言つた考えが全く消え去つたわけではございません。そういうものをいろいろ考へていって、その県知事もそうでございますが、市町村長、住民あるいは議会、それから私も考へ、そういうものを十分相談すべくやらなくては行けません。だからといつて前のことが消えたとか、今度が浮き上がったという結論にはならないと私は思いますし、また私もそれが消え去つてしまつて、まるで配置がえするといふような考えまで飛躍はしておらないわけですね。

○中西(経)委員 前の論議というのは、十一月に答申がなされたときにいろいろお聞きした際の答弁であつたわけですね。ですから、それとかかわりでは今度一部改正を提案されておられるわけでありまして、そういう点で確かめておきたいし、こういう点がある程度確定なり自信を持つておらないうと、将来的な政策の展開は非常にむずかしい。もう試行錯誤でなしに、八月には基本政策をつく

り上げて、具体的な案は十月までにつくり上げていくのはならぬという時期になつておるときだけに、いまこつちにくらふらあつちにくらふらではどうすることもできないのではないかと、この点をあえてお聞きしておるということをお願いいたしたい。

そして言葉じりをとるわけじゃありませんけれども、先ほど言つておりました、たとえば北九州あるいは臨海という問題が出ておりましたけれども、そのこと一つをとつてみましても、では北九州が果たして筑豊との関連の中で、大きなそういう経済圏として位置づけができるだろうかということをお聞きしたい。私は大変危惧し始めたのです。

と申しますのは鉄冷えの町、あるいは鉄の撤退というところによつて、八幡地域における人口の減少は大変なものであります。したがつて、その地域では、先般問題になりましたように、筑豊における生活保護世帯が多い。そのことがある程度解消しつつあるときに、福岡県全体の生活保護世帯がまたふえてきておるといふ条件は何かと言つたら、北九州の生活保護世帯が非常に多くなつたということにかかわるからであります。そういうことになつてまいりますと、北九州がある程度空洞化が進んでおるといふ事態からいたしましたも、中核としてあるいは機動的な役割として、本當に發揮できるだろうかといふことを私は危惧するのです。ですから、そうであればあるほど、筑豊における何を主体にしてこれから計画を立てていくかといふことをやはり明確にしていく必要があるのではないかと。

たとえば地域で論議する際にも、中央ではこれだけのものはやらなくてはならぬといふこの問題は別にいたしまして、地域の皆さんの要求とそれをまとめ合せていくことは非常に大事であるといふことは当然でございまして、そのことは容認いたしますし、進めなくちゃならぬと思うのです。しかし、その際に、その地域の人たちが考へておるそれで果たしてできるだろうかといふことになつたときに、私たちが一つの施策なりを持た

ないと、その達成はこの十年で可能だということはないと私は思ふのです。そういう意味で私は言つておるわけでありまして、この点を御理解いただいて、何かお答えになるようなことがあれば、答えていたきたいと思ふのです。

○田中(六)国務大臣 一地域のことはばかりに私と中西さんが終始することは非常に恐縮に思ひますけれども、北九州市の人口の増加の状態、あるいは財政力指数が〇・六、これは日本全国から言いますと非常に高いレベルにございまして、したがつて、いろいろな条件、悪条件もあるでございまして、いろいろな点で、日本全国という点から比べますときに、いま指摘しましたように、財政力指数が〇・六というのは高い方でございまして、そういう点で、こういうものが近くにあるといふこと、それから、御承知のように、実は私も結構頭が新しいやうで古いのは、産業と言へば昔の産業、あるいは八幡の製鉄所というやうなことを考へがちでございすけれども、だんだん近代化していつておりますと、サービス業が非常に伸びていっていると同時に、産業の実態というものが変わつていっていると思ひます。商業、製造業、サービス業というやうなものがあるわけで、産業の構造に変化がある。

したがつて、そういう観点からいたしますと、北九州が近くにあつて、それがたとえば筑豊地帯の妨げになるやうな市の状態では必ずしもないのじゃないか。もう少し私も、北九州市の状態——それから政府が、たとえば特別交付税の問題をちよつと例にとりまして、こういうものでかゝりのカバールもしております。これは北九州市のことを言つておるわけじゃなくて、筑豊地帯でもそうでございまして、北九州市そのものも特別交付税についてもかなりの額でございまして、御承知のように政令都市でございまして、そういう点で、私は、必ずしも北九州市が足を引っ張るという点ではない。むしろエンジンとしての役割りを結構果たしておるのじゃないかという認識と判断を持っております。

○中西(續)委員 大臣は認識が大分違うと思うのです。

そこに労働省が来ておるからおわかりいただけたらと思うのだけれども、きょうはこのことで余り議論を深めるつもりではなかったのですが、求人倍率にしましても、すでに北九州市はうんと落ち込んでいます。これは事実ですね。それから財政が豊かであると言われけれども、これはばくちが多いから財政力が高いわけですよ。ばくちと言つて大変語弊がありますけれども、競艇だとか競輪だとか競馬だとか、こういう普通のところのない収入源が一つの市の中に四つも五つもあるという条件がやはり一つあるわけなんです。しかし、生活保護率についてもほとんどふえてはいるはずですよ。この点は否定しないと思うのですけれども、そうでしょう。時間がありませんから、お答えはもう必要ございませんけれども、それでしよう。

○加藤(孝)政府委員 求人倍率につきましては、全国〇・七二という中で、福岡県で〇・三二あるいはまた筑豊というものをとりますと〇・二二というところで、全体として見ますと、全国平均に比べてまして三倍以上の厳しさがある、こんなような状況でございます。

○中西(續)委員 求人倍率も、いまお答えいただいた福岡県の平均よりもいま下がっているのです。だから、石炭の閉山によってその地域の求人倍率が下がり、町村の財政指数が下がっていった、それから生活保護率が高まった、こういう状況と全く同じようなものが北九州の状況に出ている、それくらい厳しく見た方がいいのではないかと私は思っています。

ですから、この点を討論しても平行線のようにすけれども、いずれにいたしましても、その認識の仕方の問題がまだあるのではないかと私は思っています。したがって、機関的役割りを果たし得ないという断定はできないにいたしても、これが強力なものになり得るかどうかということになってまいりますと、私は大変危惧するだけに、いま言われるようにそういう地域であると

いうこと、その中における旧産炭地域だということ、もう一度私たちはこの位置づけを見直した中で議論をしていかないと誤るのじゃないかと思ひますので、この点を長時間をかけて議論をしてきたところでありまして。したがって、ぜひこの点をしんしゃくの上、これから後計画を立てるに当たりますけれども、討論をする際にもこういう面を重視をしていただきたいと思います。

そこで、労働省にお聞きしたいと思ひますが、鉱害復旧対策事業に就労する人員、あるいは産炭地域振興法にかかわる地域整備公団などの事業にかかわる労働者の数、あるいは同和対策事業にかかわる就労者の数、失業対策就労事業、なかなんぞ三事業、これにかかわる数、どの程度になつておるか、労働省におわかりですか。

○加藤(孝)政府委員 お尋ねのございました鉱害復旧事業、同和対策事業、地域整備公団の事業につきましても私ども把握をいたしておりませんが、一般失対事業の關係で約二万人、それから緊就事業、開就事業、特開事業、いわゆる失対三事業を合せて約八千人の方が就労しておられる、こんな状況でございます。

○中西(續)委員 通産の方でおわかりのところがあるのですか、いま質問をした中で。

○福岡政府委員 先生お挙げになりましたいろいろな事業につきましても、私どもいろいろ統計を当たつて、しかるべく努力はいたして見ましたけれども、いろいろ重複があつたりいたしまして、私どもの方としては把握できておりません。

○中西(續)委員 私、これは大変重要だと思ひまして、先般からずっとあれしつておるのですけれども、鉱害復旧対策事業に従事する人員が福岡県で大体七千から八千あるいは九千という数になつています。関連まで入れるとその倍率に近いのではないかと、こう言われています。そうしますと、同和対策事業も大体同じ数になつてくると思ひます。いま失対事業にかかわる人が福岡で二万八千、こういうことになっていきます。そうしますと、産炭地域振興法にかかわる地域整備公団事業等

にかかわる就労者の数は少ないといたしまして、すべてトータルしますとこれは大変な数ですね。六万から七万の数になつてくるわけですよ。そうしますと、何だかんだと言われましても、現状の中ではこれは基幹産業的なものになつていくことは否めない事実なんです。ですから、私はお聞きしたいと思ひますのは、こういう多くの就労者を抱えているこの事業が、十年間という計画の中で初期事業がどういう位置づけになり、そしてこれから計画を立てられるに当たつてどのような考へていかれるのですか。これが一つ。時間がありませんから簡単にしてください。

それからもう一つは、こうした場合に、この前から問題になつておりますように、鉱害問題での臨鉱法の延長というのがその位置づけによつては必ず問題になつてくるわけですね。

さらに、これは特に大臣に聞きたいと思ひますけれども、同和対策事業特別措置法、こういう問題についても、依然として事業は残つていくわけですから、この地域においては大変な問題です。ですから、この延長問題をどう考へておられるのか。

さらに、三事業についてのこの中における位置づけをこれからどうしていかなうとするのか。この点は労働省で結構です。

以上です。

○福岡政府委員 今後十年の期間の中に、いま御指摘のようなそれぞれの就業機会、これにかかわるようなものを見出すべくどのような展望を持っておるかというお尋ねでございますが、私どもも、いまいろいろ当委員会でも御議論がございましたように、それぞれ北九州あるいは福岡等々との連関を考へながら、また、それぞれの産業化の効果が順次波及していく等のことで、この地域の、広域的な地域の発展スキームを導入するというようなことでこの重点的な育成を図つてまいりたいと思ひます。お尋ねでございます。

就業機会の増大を図っていくということで、現在、福岡県の方でも、先生御承知のように、夏あ

るいは秋を目途にこの展望をつくっていく。その中で、私どももこのような就業の機会が得られるように努力をしてまいりたいと思つております。このような問題につきましても、私どもも、労働省の方とは緊密な連絡をとりながら、雇用の安定ということが経済的な社会的疲弊の一つの重要なポイントとして十分努力してまいりたいと思つております。

○加藤(孝)政府委員 失対三事業でこれまで行つてまいりました主なものは、道路整備の關係あるいは住宅団地の造成、工場団地の造成、土地整備の事業、こういったような關係で事業を進めてまいつたわけでございますが、率直に申しまして、先ほど通産大臣からお話もございましたように、全体の計画の中ではつきり位置づけられて行われたというよりは、そこに就労者がおられる、失業者がおられるという中で、それぞれの關係市町村の方々の要望というふうなものの中でこれが実施されてきたというくらいがないわけではないわけでございます。

今後、こういう失業対策諸事業につきましても、産炭地域の具体的な計画の中にはつきり位置づけをしまして、これらの事業が産炭地振興にもっと効果的に結びつくような形での計画への織り込みといったものは考へていかなければならぬ、こんなふうに考へておるところでございます。

○田中(六)國務大臣 同対法の延長の問題でございます。私ども、すでに予算委員会あたりでも、この延長は考へなければいけないと思つておりますが、その期限とかそういうものはいま各省でいろいろ連絡して検討しておるようでございます。その結果を待ちたいと思ひます。

○中西(續)委員 ただ、私は申し上げたいと思ひますのは、七万から八万人に上る就労者、こうした事業とのかかわりを全部持つておるわけでありまして、いま大変支えになつておるわけですか

ら、これがなくなった日にはまたさらに下がるわけですので、これが十年間という中長期の中における位置づけというのは、その分を補っておるといふことの意味から、これの一定の評価と位置づけを明確にしながら、そして今度は後の振興策をどうするか、そういう関連づけを考え、そして就労者はどう移行できるかということをやはり考えていかなくてはならぬと思うのです。そうしなれば、また大変な多くの問題、失業者問題を抱えることになるわけでありますから、そうした意味では、特にこの対策案を練り上げる際には十分しんしゃくをしてやっていただくということを確認してよろしいですか。

○福川政府委員 私どももいたしましたが、この雇用の問題というのは、いま先生も御指摘がございましたように、有効求人倍率あるいは失業率といった資料に端的にあらわれておりますように、この地域の重要な課題でございます。もちろん、広域的な発展計画は素案は中央、道県を中心に作成を願うわけでございますが、地方も重要な問題としてこの点の展望を明らかにしたいと思いますし、私どももその点につきましても十分注意をして考慮、検討してまいりたいと思います。

○中西(續)委員 この前も、鉱害問題については大体臨鉱法の延長ということを答弁いただいておりますが、この点についてはもう確実ですね。

○福川政府委員 御承知のように明年七月に期限が参ります。現在第七次策、これは石炭合理化法等関係法律が来年の三月に期限が参りまして、現在それにつきましても対策を検討をいたしておりますが、私どもも延長の方向で新しい対策を見出すべく石炭鉱業審議会でも御検討いただいております。鉱害につきましても、現在、私どもも残存鉱害量の調査を実施をいたしておりますが、五、六月にはその展望もわかると思いますが、私どもも、石炭鉱業審議会の関係部会の方で今後の対策を御検討を煩わすという予定にいたしております。もちろん、これから御諮問申し上げるわけ

でございますから、先の方向を私がいまここで明確に申し上げるのはいかがかと思いますが、現在の見通しとしては、残存鉱害量の処理が、現在の法律の期間内ではかなり厳しいという状況を私どもも認識をいたしております。したがって、私どもも一つの気持ちとしていたしましては、いま先生の御指摘のような方向で御答申が出るものと考えております。

○中西(續)委員 大臣から先ほどお答えいただきましたように、延長は考えているけれどもいまだ発表する段階にないということでありまして、この点は延長しなければならぬということの附帯決議からすべて見ましても、まだ不十分であるということの意味を含んで、延長はしなくてはならぬということの確認はされておるのであるか。この点どうですか、いまのお言葉。

○田中(六)國務大臣 延長を前提にいま各省の事務当局で相談をしていると思えます。

○中西(續)委員 その時期はいつごろになるかわかりませんが、

○福川政府委員 先ほど申しましたように、現在、残存鉱害量の調査を取りまとの段階に入っております。五月あるいは六月にはその展望が出ると思えます。したがって、私どももその時期には関係省とも相談をいたしまして諮問をするということでございます。一応明年度の予算に絡む事項でもございまして、私どもとしては、少なくともこの秋あるいは遅くとも年末までには石炭鉱業審議会の御答申をいただかねばならないと思っております。その過程で、関係省庁との折衝は、すでに予備的な話し合いはある程度始めておりますけれども、残存鉱害量の調査が明らかになつた段階で、より明確な形で関係省庁とも御相談をし、石炭鉱業審議会に諮問をするということにいたしたいと思っております。

○中西(續)委員 大臣の答弁は先ほどの同和対策事業ですね、それでよろしいですね。(田中(六)國務大臣「いいですよ」と呼ぶ)

それでは、あと地域指定の問題に入りたいと思

います。

地域指定につきましては、特に経済生活圏というものを設定するというものになっておりますけれども、これはどうなるのでしょうか。範囲はどういう方向でいま検討がなされておるのか、これが一つです。

そしてその後指定解除があるということになっておりますけれども、何と何を基準にして指定解除と考えておるのか、この点簡単に御答えいただきたい。

○福川政府委員 第一の広域的な経済生活圏をどのように設定するかというお尋ねでございます。いま私どもも、事務的に関係道県と連絡をとりながらそれを検討いたしておるわけでございます。御承知のように、現在産炭地域は九つの地域に分かれておりますが、その地域の中をそれぞれ機械的に見て、有機的な連関の高いものを一つの広域経済生活圏としてつくり上げていくということを考えておるわけでございますが、私どもも、六条の市町村は圏域内に必ず含まれるということが必要であろうと思っております。

さらにこの類似の制度をいたしまして、先生御高承のとおり、自治省が考えております広域市町村圏、これは、産炭地九地域におきましては四十一広域市町村圏が設定をされております。さらにまた、建設省の方で地方生活圏というものをつくっております。北海道には設定されておりましたが、北海道以外で二十二ございます。もちろん、産炭地域の指定が一部地方生活圏あるいは広域市町村圏のところでもなつておるところもあろうかと思ひますが、私どももいたしましては、原則としてこの六条市町村を含み、かつ自治省が考えております広域市町村圏を単数あるいは複数組み合わせることによりましてこの生活圏をつくりたいというふうに思ひわけでござい

ます。

したがって、換言いたしますれば、いま地方広域行政ということでやっております最小単位である広域市町村圏がその最低単位ということ

で、それを複数その実情に応じまして考えていくということ、現在関係道県の意見を聞いておるところでございます。

また、いま地域の指定解除の基準をどのように考えておるかというお尋ねでございます。これも答申にもございまして、今後、指定の条件等を考慮しながら明確な形でこれを明らかにしようというところになっておりました。産炭地域振興審議会にいずれお諮りすることになると思っております。

私どもとしては、この地域の指定のときの基準、大ざっぱに申しますと財政力指数というのが非常に端的に出てくる指数でございますが、それぞれ広域的な経済生活圏に含まれます六条市町村の財政力指数がどのような推移になっておるか、これが指定をいたしましたときの基準、レベルに回復していったかどうかということ、それぞれの広域経済生活圏の中にございまして六条市町村の全体が、どのようなレベルで考えて評価できるであろうかということを概括的に見ていくというようなことで考えてまいりたいと思っております。

また、あるいは地域によって必ずしもそれだけで十分であるような場合には、たとえば生活保護率といったようなものを補正的に、補完的に、その考慮の中に入れるということも一つの方法かと思っておりますが、今後この法律が制定されました場合には、関係の審議会にもお諮りをいたしまして、大要いようなことで練り上げてまいりたいと考えております。

○中西(續)委員 いまお答えいただきました六条地域の財政力指数なり、あるいはそれ以外といえれば生活保護率なりその他の条件があれば、こういうことで理解してよろしいですか。

○福川政府委員 私どもとしては、広域的な経済生活圏に属しております六条市町村の財政力指数というのを一応主要なメルクマールとして考えております。

その際、指定のときに経緯がございしますが、もしそれで必ずしも十分でない、あるいは全体を総

必要である、今後努力してまいりたいと思っております。

○中西(續)委員 一応それはおきます。

次に運輸省、ローカル線の問題で一つお聞きしたいと思ひますけれども、先般から私ずっと回つてみまして、筑豊地区の産炭地域に対する工場誘致の問題等につきましてもいろいろ多くの問題があります。その中でもやはり今回の場合のローカル線を廃止するということが及ぼすイメーダウ、これはもう大変なものだということ、ちょうど、対比するのには大変失礼なんですけれども、かつて石油ショック直後に筑豊では暴力団問題がございまして、抗争がございまして、それが工場誘致に大きく影響したというのを今度回つてみてつぶさに聞かしていただきました。それと同じくらしい逆効果があるということがはつきりしたのです。

そうやってまいりますと、このローカル線をどう位置づけていくのか、特に産業基盤の整備、総合交通体系を明らかにする必要があると思ひますけれども、そういう中でローカル線の位置づけというのがきわめて重要で、前回の御答弁では、輸送需要の動向に対応しつつ、既設鉄道の整備を図るとともに、云々ということ、前回五十二年に出されました産炭地域振興計画の中にそれが盛り込まれておること、安易な答弁をしていただいたのですけれども、そうではなくて、いよいよ十年という制限の中でこれから死活を決することになるわけでありまして、したがって、この点をどのようにお考えでしょう。

○金子説明員 お答え申し上げます。

地域内の旅客交通ということの実態を見てみますと、近年、自家用自動車普及に伴ひまして国鉄のシエラというものが全般的に減少いたしておるわけでございます。大都市圏以外の地域におきましては、国鉄のシエラというものは七・五％というところまで落ち込んでおります。こういうような実態になっておりますので、これは、地域住民の交通手段の選択の結果として国鉄の役

割りが著しく低下したということを示しているのではないかと、いふに考へるわけではあります。

このような輸送需要の実態に即して考えますと、特に輸送密度の小さい地方交通線は、国民経済的に見まして、よりコストの低い、かつ運行回数とかあるいは停留所の増加等が図られ、地域住民の足としてきめ細かなサービスというものを提供し得るバスに転換を促進するということ、効率的な地域交通体系を形成する上から見て適切ではないかというふうに考へるわけでございます。したがって、産炭地域であるうと他の地域であるうと、輸送需要に適合した形の交通体系をつくっていくということ、それによって地域交通を確保するということが必要ではないかというふうに考へておるわけでございます。

○中西(續)委員 そうしますと、問題は、何と申しましても、この地域計画をこれから立てて発展をさせていく、そして半減しておる人口もある程度回復させよう、そこでの産業を興していこうということであるわけでありまして、その点を考へ合わせてまいりますと、いまのような住民が結束をして、大臣が要望しておるようには、みずから燃える者でその地域を再生しようという体制づくりに入っているわけですから、その努力に水をぶっかけるようなことをしたのは、これはまたその結束を大きく乱すことにもなりかねないわけですね。

そういうことを考へ合わせてまいりますと、具体的に大臣にお聞きしたいと思ひますけれども、国鉄を利用しよう、そしてその地域を何とか浮揚させよう、こういうことが非常に強まっている時期でありますだけに、先般も、地域においてそういう状況になっておるけれども、最後まで努力をするということを言っておられましたが、この点は運輸省なりと十分連携をとっていただいて、さらに期間的な余裕なり何なりを持ち得るよう努力をしていただいて、そして先ほど言われましたように、自立あるいは主體的な体制づくりを固めていただく、こういう姿勢になっていただ

きたいと思ひます。この点をお答えいただきたいと思ひます。

それから、炭鉱の改良住宅問題については、時間がございますので失礼させていただきます。最後に、先ほど出ました建設省の基幹道路の問題にいたしましても運輸省のそういう関係にいたしましても、何と申しまして、各省庁が連絡をとるということが欠けておったのではないかと。これから強化をしていこうということをこの答申の一番最後のところに特に強調をしております。しかし、ただ単に事務レベル段階で集まっても、通産省が実際に把握をする予算源というものはなかなかです。ほとんど大部分が他の省庁にわたるものであるし、それが強化されなければ基盤の整備ができないという状況にあるわけではあります。

そうであればあるほど、この大変な財源を背負い込んでもう十年間で打ち切ろうという意見があるほど、この点についての連携、協力体制、少なくとも閣僚会議くらいでも備えていただいても、これを強化をしていただかなくてはならぬと思ひます。こういうものとおわけしまして、大臣の決意をお聞かせいただきたいと思ひます。

○田中(六)閣僚大臣 産炭地振興法を十年延長して、その延長の中で振興しなければいけないわけでございますが、ローカル線との兼ね合い、それとの接点、いづれにしても、私もローカル線廃止案が提出されたときに、十年間延長のこの法案についての説明も申し上げ、通産省の事務当局も非常に苦労、苦心したわけでございます。その点は運輸省も建設省も十分わかっておりますし、閣僚の間でも、私もこの問題を指摘し、振興計画とどういふふうに整合させるのかということに閣議でも強く申し上げております。そのときにまた相談しようやということもございましたので、私としては、十分その猶予あるいは話し合いのアプローチと申しますか、そういうものはあるものと信じておりますし、また事務当局もそういうふうに信じておりますし、私も

は、振興法が成立し次第そういうことについても十分な話し合いをしていきたいというふうに思ひます。

閣僚会議の問題でございますが、先ほどから、振興法の具体化についてのときに御答弁申し上げましたように、すでに事務次官の協議会も設定されておりますし、それ以下の石炭部長初めエネルギー庁長官なども含めまして各省とも十分連絡をとっていただいておりますので、それ以上閣僚レベルの会議を常設するとか臨時に開くとかいうようなことを、いま私自身のアイデアとしてもお約束することは困難でございますし、私は、現在の段階では、そういう事務次官レベルの会合をもう少し運用を活発にしていけばいいんじゃないかと考へております。

○中西(續)委員 さらにその点、地方自治体との関連等におきましても十分な体制がとれますように希望いたしますので、終わります。

○森中委員 中村重光君。

○中村(重)委員 いまの中西君の質疑、通産大臣が答弁をされているのを聞いておったんだけれども、ちょっと気になるのは、寝たきり老人の例で、いままで進めてきた政策が自立心を失わせ、そうした反省の上に立つてこれからの政策を進めていかなければならない。これからの政策というのは言葉にも出たようにだけれども産業政策、広域的ないろいろな施策を講じていくというようなことも含まれておったように思ひます。言葉ばかりをとりえるわけではないのですが、産炭地に対して寝たきり老人的な後進的向き政策とはどういうものかというように認識しておられますか。

もう一つは、自立心を失わせる云々ということも言われたんだけれども、大体坑口のない産炭地がどうして生まれたのか。なるほど炭を全部掘り尽くして、そういう自然現象的な形で閉山をした山もないとは言われない。しかし、その大半はそうではなくて、政府と企業とが一体化した経済至上主義、そういうことによつて、可採炭量があったにもかかわらず国民の税金から金を出して買上

ける、そして炭鉱を荒廃させたというこの事実をどう認識しておられるのかということです。だから、産炭地振興というのには、鉱害の問題もしかり、その他市町村は財政的にも疲弊をしているし、経済的社会的にも疲弊をしている。いまの失業者の問題もしかりです。それはそうした政府の経済至上主義という形の中からもたらされたものだということが否定することはできない。そしてそういう状態であることは現実なんです。

だから、政府がいままで進めてきた政策にしても、さらにまた今回の審議会の答申、こういうものも、産炭地以外の市町村と経済的にも社会的にも財政的にも均衡のとれたところまでレベルアップしていかなければならないという考え方の上に立って、いままでも政策展開をしてきたのだから、また答申によってもそういうことが強く望まれているわけだから、そのために十年間の延長も必要になってきたのだから、大臣はそこらの認識をどうとらえておられるのか。大臣いま寝たきり老人的なことというので後ろ向き政策をとってきたことに対する反省、それは自立心を失わしめる、その考え方はどうも納得できないというように思っています。その点に対しての大臣の考え方をもう一度率直に述べてもらいたいと思います。

○田中(六)国務大臣 御承知のように、産炭地の問題は過去二十年間あるわけで、特に最近の十年間におきましては、六回にわたる答申が出ており、今度は七次答申をお願いしているわけでございます。その来し方を考えてみますと、スクラップ・アンド・ビルド、つまりエネルギー革命によって民間のまた国策もあったでしょうし、二十年間あるいは十年間の歴史の中にいろいろなものも浮き沈みするわけであります。これは政府の指導もあり民間企業でもあった。

しかし、いずれにしても、それはあたかも国営であるかのような手厚い保護が経営者にもあるいはそれに関連する者にもあって、これだけ国の金を使うならば、いっそのこと国営にしても同じじやないかというような御意見も長い歴史の中には

強く残っておったわけです。したがって、そういう国の資金をたくさんつぎ込んだ。しかもエネルギー革命という外からの大きな波もあったのでしようけれども、経営者においてもあるいはそれにかかわる普通の人のにおいても、多くの法案が示しておりまして、あの手の手の法案で、外から見ればかなり過保護のような点があったに違いない。

いまから始めようという段階において、もちろん政府は反省いたしますけれども、過去二十年間のことなど、それが悪いと言っているわけではないですが、やはりそこから分析した何物かを出して、次の新しい飛躍に備えるという条件の中の一つに、そこにかかわりのある人々もお考え願いたいということでありまして、それがいいとか悪いとかいうようなことを言っているのじやなくて、全体的な国民、国家という観点からお考えいただきたいらどうかということが大きな意味でございます。

○中村(重)委員 いま大臣が答えられたような国営論は、石炭産業というのが斜陽化して、莫大な採掘費用、採掘費用等を投じて生産しても採算ベースに乗らないということが出てきたのです。その国営論が後ろ向き国営論だという意見があったことも事実です。しかし、その後ろ向き国営論というのは、何でもい、炭鉱で働かせれば、そして利益を得て労働者も賃金をもらっていく、それがあればいいじやないかという無責任な考え方の上に立って出たわけではないのです。日本のように資源がない国にとっては、石炭は貴重な地下資源です。それをただ採算ベースからだけ考えて、まだ石炭があるにもかかわらず炭を閉山するのは、長い目で見たならばこれは大きな損失になるのではないかと。

これは、炭炭の政策闘争もそういうことだったのですよ。そのとおりになったじやありませんか。いまいわれるエネルギー革命論というのが出てきている。これはその反省の上に立たなければいけない。国営論なんということが出たことは

考え方が間違っておった、その反省の上に立って前向きの施策を進めていかなければならぬ、そういう発想の上に立って施策を組み立てていくということになってくると、私は過ちを犯すような気がしてなりません。

石油は非常に埋蔵量も少なくなってきた。政府としても、いまエネルギー革命をやって、六十五年には石油の依存率を五〇％に下げていこうとする考え方の上に立っているのです。そしていまや石炭は時代の寵児になった。非常に強い光が差してきた。しかし、二十万トンベースでこれを生産するのは大変困難だ。それは可採炭量があったにもかかわらず山をつぶしてしまっただけだ。つぶした山をまた再開発するということはもうできないことだ。

その反省というものは率直に言って大臣はあるのじやありませんか。国営論などという意見が出たことは間違いないであつたという反省ではないかと、政府が進めてきたエネルギー政策、いわゆる百年の大計の上に立たないでやってきたことの誤りということこそ反省をしなければならぬと私は考える。その上に立った施策の推進でないといけないと思うのです。私は別にあなたを攻撃するのではなくて、意見の交換というふうなことでお尋ねをし、申し上げているわけです。

だから、産炭地に対していろいろな施策を講じていくということとは、寝たきり老人的な後ろ向きのものではなくて、アフターケアをやっていくかなければいけない。もしやらないと、何をやるうとしても産炭地の振興という形には結びついてないというように思う。今回の審議会の答申を読んでも、そういう考え方の上に立って出していると思う。だから大臣は、その点はひとつ率直な考え方の上に立って今後の取り組みをしてもらいたいということを私は要請するのです。

ですから、いわゆるアフターケア政策と前向きの振興政策を併用してやっていく、そこに産炭地の健全な振興が行われて、産炭地以外の市町村と財政的、経済的、社会的、あるいは雇用の面そ

の他においても均衡のとれた政策が行われる、そこに初めてこの産炭地振興対策というふうなものは終わりを告げるのだと思う。

そうした考え方の上に立つと、先ほど第一条の目的はこれであるといわれたのですが、「この法律は、産炭地域における鉱工業等の急速かつ計画的な発展と石炭需要の安定的拡大を図ることを目的とする。」とあるのですけれども、この目的はむしろ変えなければいけないと私は思う。今度十二業種にプラスして三十二業種、いわゆるメニュー方式ということでこれから進めていこうとしていらっしゃる。私はこっちの方に相当ウェイトがかかってくるのじやないかという感じがいたします。

初年度と言いつながら、にもかかわらず十一億という予算を計上しているということに対しては、私は納得できないのです。県が十一億出して国と県で二十二億でしょう。どうもこれはけた違いじやないかという感じがするのだ。同額ではないだろうけれども、十一億だったから十年間で百十億じやありませんか。財政的な事情もあるけれども、少なくとも初年度に百十億ぐらい計上するといふようなことで、このメニュー方式の政策推進をやっていくということではなければならぬのじやないでしょうか。その点はどうかお考えになりますか。

○田中(六)国務大臣 私どもは、アフターケアをやつてやるのがこれからの前進に必要であるということは十分考えておりますし、そういう点で過去のことも十分検討し、分析して前へ進みたいという考え方がいろいろあることを申し上げたわけでございます。

それから第一条の目的を変えなければいけないのじやないかということ、これは中西委員にもお答え申し上げましたけれども、私どもは、この目的をいままじや変えるというふうなことはまだ考えておりませんが、十分これの運用を図っていけば、それは、一条の目的の中に何となくそぐわないのじやないかというふうなことも考えられる部分も

ございませけれども、現在の段階で私どもは変えなくともいいという判断でございませ。

それから調整額の十一億、そういうような金では、広域面に対する事業の促進調整制度という金額にしては余りにも小さいということとございませ。これは全体の枠の中で十一億円というものを国の財政から出そうということとございまして、初年度でございませ、これを土台にして、私どもは時宜に適した拡大というようにすることもこれから将来考えていかなければならないというふうに思っております。

○中村(重)委員 企業誘致はなかなかむずかしいという御意見もあつたわけですが、私もこれはなかなか簡単じゃないと思うのですが、相当期待感を持っておつたのになかなかうまくいかないようにございませ、大体二十二年間に産炭地振興のためにどのくらい投資をしてゐるのか、それから、これから十年間にどの程度投資をしようとお考えになつてゐるのか。

前の二十年間の実績と、これから十年間は具体的に答申をこれから検討してやつていこうとしてゐるのだから、大まかな考え方、この審議会に諮問をする場合は、通産省、エネ庁の考え方などというものをある程度持つて諮問したのであらうと私は思うのです。絶えず審議会の中でいろいろ議論もしてきたのだから、どの程度投資をしようとお考えになつておられるのか。これは初年度から三十二業種に対して十一億だと言われる。

それから、現在誘致をしてゐる企業というのはどの程度あり、また労働者はどの程度働いてゐるのか。そこらの実績と見通しを含めてひとつお聞かせいただかせませんか。

○福岡政府委員 府県別の設備投資額は正確なデータがございませので、私どもその数字はいま手元にございませけれども、たとえば五十四年度の実績をとつてみますと、石炭対策特別会計、財政投融資といったようなことで私どもの方の所管部分で二百八十八億を出しております。さらに

また、他省庁で一般会計から、たとえば市町村公共事業費の補助率の引き上げ、あるいは地方交付税等によりまして、企業の誘致税制等によりまして地方公共団体の減収補てん分等々を考えますと三百二十八億円ございまして、五十四年度で産炭地域振興対策の関係費は約六百億ということになるわけとございませ。

これに民間の負担部分が加わるということになるわけとございまして、特に民間関係のどのくらいと見るかわかりませんが、大体融資比率が民間部門について半分程度ということになりますれば、これにその部分をかさ上げをした程度の投資額になるかと思つております。これで二十年間でございませが、御承知のように、従来からかなり水準が上がつてまいつたという経過を考慮いたしますと、これにつきまして大体十倍程度の規模の投資があつたのではないかとこのように思ひます。

今後どのくらいの投資が行われるであらうかというお尋ねでございませが、今後この地域につきましても、たとえば市町村の補助金の引き上げあるいは産炭地の産炭債の発行等々がございませますので、私も、地域のそれぞれ道県でつくつてまいります計画等を見ながらやつていかなければなりません。今後道県の計画を見ながら、基本計画の中でその辺の検討をいたしてまいりたいというふうに思つております。

○中村(重)委員 今後政策展開を進めていく上についで経験というのか、大臣のお言葉で言え反省という点もあるわけとすけれども、それはそれとして、二十年間その政策を推進したけれども、審議会の答申にあるように、一部は相当よくなつてゐるようですが、財政的にも経済的にも社会的にも疲弊してゐる状態といふものはなかなか解消されない。なぜにそういうような疲弊状態といふものから脱出できないのか。事務当局からいふと具体的に、こういう点が問題だと——だから大臣の反省といふような言葉が出たのだから、それからいふゆる甘え、自立心を失うといふ

たような、大臣がそういった考え方を持つ上に立つて、事務当局としてはこういふ点が問題があるんだというふうなことに大臣に進言もされたらうが、事務当局、政府委員から見ても指摘できる点というのはいくらもございませ。

○福岡政府委員 確かに、二十年の施策を展開してまいつたわけとございませが、特に内陸部を中心にいたしまして、いまだ社会経済的な疲弊が回復してないという点は、答申に御指摘をいただいてゐるとおりでございませ。これには、私どもも、複合的ないろいろな要因が積み重なつてそのような状態になつてゐるものと思つてございませ。特に、昭和四十年代の半ばに非常に終閉山が集中して起つてまいつておるわけとございませ。これによつて地方の財政状態もかなり苦しい。そのような終閉山が起つてしまつたために、とあえず当面の生活環境施設等々の修復、復元といふところに追われてきたということではなかつたかといふふうに思つてございませ。

もちろん、その回復の過程の中で、オイルショック等々の経済的な成長の軌跡の変化ということも影響してきたといふふうに思つてございませ。また、今後さらに安定成長の過程をたどるといふことの中で、それぞれ地域の経済的社会的な疲弊を回復するといふことのために、それぞれ地域の地域を広域的に、限られた財政を効率的に使用していくということが必要であらうと思つてございませ。そのためには、いままも委員会でも御質疑がございませように、それぞれ地域の自主性あるいは創意工夫といふことを中心にいたしまして同時に、それに対して、私どもの方がそれに協力しながら支援をしていくということ、地方の自主性、創意工夫、自主的な展開ということ、中央からそれを補完をしていくということではないかと思つてございませ。

御承知のように、産炭法によりまして、公共事業等ハードウェアの整備の点につきまして、それぞれ補助率のかさ上げ等々の規定が財政上とられおるわけとございまして、それをむしろうまく

効率的に使つていくということがこれから非常に重要であり、また私どもも、従来の施策にかんがみて反省をしなければならなかつた点ではなからうかといふふうに思つてございませ。そういう地域の自主性、創意工夫と、それを効率的に進めていきますための関係省庁の協調体制、これがこれからさらに非常に重要な点になつてくるというふうに思つてございませ。その点は、この答申にも盛り込んでおります従来の施策についての反省といふことをあらわしてゐるというふうに考えております。

○中村(重)委員 答申の三ページの(2)に「広域的な地域発展を図るといふ基本的な方向に照らし、多くの産炭地域における従来の対策の進め方の実態をみると、経済生活圏としてのまとまり、発展の目標の設定、圏域内における市町村の位置付けと役割等についての検討が十分ではなく、また、振興事業間の調整と優先度の決定などについても、その計画面で総合性を欠く憾みがあつた」といふ指摘をされてゐます。

恐らくこれが基本になつて今後の政策展開がなされるのだらうと思つてゐるのですが、この中からメニュー方式というふうなものが生まれてくるのだらうと思つてゐる。したがつて、先ほど大臣、この答申の中にもそういった点からして十年間必要だ、こう言つてゐるんだが、そこで、これはこの十年間で終わるべきであるという意見が出る。大臣は先ほど、十年を待たないでもつと早くこれを終わらせたいといふことについては、そうした計画を立てて進めていかなければならぬといふような答弁が出てきたわけとす。そうすると、いろいろ青写真があるのだからと私は思ひますが、その点をも少し詳しくお聞かせください。

○福岡政府委員 中村委員御指摘のとおり、先ほど申しましたように、今後地方の自主性を尊重しながら、広域的にそれぞれの経済生活圏の中で機能分担を果たして、効率的な展開を図つていくといふことが今後の考え方の一つの大きな柱になつておるわけとございませ。御承知のよう

に、現在九つの地域が指定されているわけですが、今後、その九つの地域の中を幾つかの経済生活圏に割りまして、それぞれの機能分担を効率的に図っていくというのを考えているわけでございます。

私どももいたしましては、先ほども中西委員の御質問にもございましたが、六条市町村が一番疲弊の著しい市町村でございますが、これを含めまして、関係市町村がそれぞれの地域特性等に応じまして、ある場合には工業的な機能、ある場合には農業的な機能、さらに都市的な機能、ベッドタウン等々の機能、あるいは場合によってはサービス産業等を分担いたしまして、相互にそれぞれの効果が有機的に溶け合って発展するという形でこの圏域を考え、限られた財政支援の中でそれぞれの道県の地方の努力を果していくことを考えていくというところで考えておるわけでございます。既存の広域市町村圏あるいは地方生活圏、さらにまた場合によりましてはモデル定住圏といったような考え方がございますが、そういった考え方と溶け込ませながら考えていくというふうにいたしてまいりたいと思っております。

さらに、私どもも、この産炭地域振興法の目的は、それぞれの地域ができるだけ早い時期に達成いたしまして、社会的な疲弊の回復を果たすことが本法の目的であろうと考えますので、もし地域によりまして、それぞれの圏域におきましてそれぞれの施策あるいは地方、地元の努力が実りまして、社会的な疲弊ということで産炭地域に指定されましたような基準、この水準に達した場合に、私どもも、この地域の指定から外して一般の地域開発政策の中に吸収していくというところで、地域によりましてできる限り早く卒業させていくというふうにも、もちろんそれぞれの地域の特性に応じながら努力をしてまいりたいというふうに考えております。

○中村(重)委員 そういった施策を展開していつて卒業するわけだから、その卒業基準というものをどのように考えていらっしゃるのですか。

○福川政府委員 御承知のように、産炭地域の指定につきましては、それぞれ石炭を産出していた地域が石炭の閉山によりまして社会的な疲弊を生ずるということでございまして、大要を申し上げますと、従来石炭への依存度、これは指数的には鉱産税のウェイトということと判断をいたしておりますが、その石炭の依存度とそれから経済的社会的疲弊の一つの象徴といたしまして財政力指数、これが全国の平均の〇・七二より低い市町村をこの六条市町村の指定の基準に考えたわけでございまして、もちろん、それ以外に補足的な若干の基準がございまして、大要を申し上げますと鉱産税と財政力指数というものがこの地域指定の基準になったわけでございます。

したがって、私ども、できるだけ指定をいたしましたときの水準に引き上げることが産炭地域振興の大きな目的であるというふうに思っております。今後、広域的な経済生活圏というところで考えて、その中には六条市町村が当然含まれるわけでございまして、その六条市町村がその圏域の中でそれぞれの機能、産業的な機能あるいは都市的な機能の影響を受けながら社会的疲弊を克服していく、こういう状況になっていくことを期待しているわけでございます。したがって、その圏域の中に含まれております六条市町村、これが指定されましたときのレベル、具体的に言えば財政力指数がおおむねその指定されたときの水準に回復したということを一つのメルクマールにして考えたいというふうに思うわけであります。

もちろん、指定の解除に当たりましては、その答申にもございますように、それぞれの地域の事情というものを考えなければなりませんし、あるいは場合によっては経過措置ということも考えなければならぬと思っておりますが、私どもも、いま申し上げましたような六条市町村の財政力指数がいかに回復するかということ、この指定の解除の中心的なメルクマールとして考えたいというふうに思っております。

○中村(重)委員 経済社会発展計画でも、具体的

な計画は立てられて、予算見積もりとどの程度の投資が必要であるということと試算しているわけだから、わずか十年間だから、いまお答えになったような、そういったことで卒業するのはどの程度の投資が必要であるというようなことは私はもう出ているんだらうと思うのですが、先ほどの御答弁では足りなかったもので、もう一度ひとつお答えいただきたい。

○福川政府委員 今後、関係の道あるいは県がそれぞれ関係市町村の意見を聞きながら広域的な経済生活圏ごとにその発展計画をつくる。これを道県が集約して県としての素案をつくっていただく。これを基本計画あるいは実施計画の中に反映をさせ、さらにそれに基いて関係の道県におきまして発展計画というものを実施をしていく、こういうことになるわけでございます。

今後の考え方は、どの程度ハードウェアの部分にウェイトを置くか、あるいはソフトウェアにウェイトを置くか、これはまずそれぞれ道県が一次的には考えていくことになるわけでございまして、それぞれのウェイトの立て方というのは地域発展計画の中でそれぞれ特色が出てくるというふうになるわけでございます。

では、いま金銭的にどの程度の投資規模が全体として行われるのか、あるいは公共事業の投資がどの程度行われることになるのかということにつきましては、関係省庁のそれぞれの事業ということにかなりまたがることとございまして、私どもとしても、それぞれ関係道県に予算的な措置をお願いし、あるいは企業の誘致、民間の設備投資を考えていくということとございまして、それぞれ道県がいろいろの関係省庁にまたがります事業についてどのような展望を持っていくかということとを明らかにしていくということが、今後関係省庁とお話をしていく上での一つの助けになるというふうに思うわけでございまして、私どもも、そういった大きな展望、まずそれぞれの道県が発展計画の中に展望を描いていくことを期待いたしております。

○中村(重)委員 経済生活圏の平均に卒業基準というのを置くのかあるいは下限に置くのかということによって大変大きな開きがあるわけなんだから、どこに置くべきかということくらいは考えているのじゃないですか。

○福川政府委員 考え方の基準は、それぞれ経済生活圏の中に属します六条市町村の、指定されたときのレベルの財政力指数を中心的なメルクマールとして考えたというところは先ほど申し上げましたが、しからば、複数の六条市町村が一つの広域経済生活圏の中にあつた場合にどこをとるのかというお尋ねであらうと思っております。

これは確かに、複数の六条市町村がございまして場合には、ある程度地域的経済的な効果が波及してみればこれが同一のレベルにいくことも期待はされますが、まさに御指摘のように、一つの市町村は回復したがもう一つの別の市町村はまだだということとは当然十分あり得ると思っております。その場合、全部が合格をするというところまで待つのか、あるいはその経済生活圏の中で大体複数の六条市町村の中の過半のものが合格をしたら一応それでいいと考えるかという点が、私ども一つの大きなポイントになるというふうに思っております。

私ども、いまこれから産炭地域振興審議会でのレベルを相談をいたすことになっておるわけでございまして、なるべくこれは端的にその指標をあらわす方がよいという御答申もいただいておりますので、今後検討いたしてまいりたいと思っております。私どもとしては、そこに複数あります六条市町村の大半のものが回復したというあたりを一つのめどに置きたいと考えておりますが、具体的にどのようなもの、それを審議会にお諮りするかどうかという点は、今後仮に法律ができました場合に検討いたしたいというふうに思っております。

○中村(重)委員 企業誘致の問題にしてもそれは大変だろうと思うのだけれども、やはり中核的企業というものを誘致することも、百年一日のごとく、まあ二十年しかこの政策はやっていないの

だから二十年一日のごとく言われて、熱意がないのが隘路があるのかわからないけれども、そういうこともできないでいる。

工場再配置法、これは田中さんが列島改造論を出す前に、再配置法というものを商工委員会ですぐに議論をして、これは過疎、過密を解消するというもので、多少の問題はあるけれどもやらなければいかぬということで踏み切ったわけですね。そこで、六条地域くらいは全部誘導地域にするということ、それから補助金にしてもできるだけアップしていくとか、採掘基準の問題等もできるだけ緩和していくとか、ともかく八〇年代は地方の時代と言われるのだから、従来の情性にとらわれたことではなくて、相当思い切った政策展開をやらなく、これを読んでみるとなかなかいいことを書いてあるのだけれども、文字だけに終わってしまっておそれがあると思うのです。十年たつたけれども現状とほとんど変わらぬじやないか、私はそういうようなことになつてなりかねないと思つています。

ですから、これから先は、大臣も、この産炭地の問題については、みずから産炭地にいることであるし、また、石炭の委員会で田中さんは「いまは大臣ですから大臣と言いますが、石炭にはずいぶん情熱を傾けるなど感じさせるくらいに、商工委員会と石炭の委員会と二つに籍を置いて、本当に石炭におけるところのあなたの取り組みは積極的であつたし、非常に情熱を傾けてきたと私は思うのです。それが、今度は大臣というこれを実施する地位にいまついているのだから、さっきのような考え方がなくて、これは大きく成長発展させるという考え方に立たないと、十年してから、あなたは総理大臣を考えておられるようだけれども、それはそれでいいですが、ここで答弁をするときにどういう形で私の質問に対して答えられるのか。胸を張って答えられるようにせぬといかぬ。そのためにはもっと積極的なやり方でないといかぬ。

財政的にも、あなたの通産行政全体に対して大

蔵とずいぶん折衝されたのだけれども、このメニュー方式は三十二事業です。公共事業関係は十七の事業です。これは三十二ですよ。これは実際問題としては中心になるのです。にもかかわらず、初年度だからといって十一億やそこらで、そんなへつぱり腰みたいになつて、産炭地振興をやる、そういうことにはなりませんよ。だから、徹底した発想の転換というものをやって、こつしは予算が通つてしまつたからしようがないけれども、来年度は相当思い切つた予算も計上して、そしてそれこそ鬼になつたような気持ちで産炭地振興をやつていくということになれば私はいいなというように思いますが、大臣、いかがですか。

田中(六)國務大臣 中村委員に御指導を受けるまでもなく、いづれにしても一生懸命やらなければならぬという気持ちです。

中村(重)委員 短い言葉でしたけれども、決意だと思つて受けとめます。

それから、運輸省もお越しですし、労働省、自治省、来ていただいているわけですが、先ほどローカル線の問題についてお答えがあつたわけですが、答申の中に「関係各省庁において地域の実情に応じた交通体系の整備を進めるべきである。」というわけですが、これに対してどのような認識を持つていらつしやるのですか。

金子説明員 お答え申し上げます。

現行の産炭地域振興実施計画におきまして、たとえば筑豊地区の鉄道の整備につきましては、地域の「輸送需要の動向に対応しつつ、既設鉄道の整備を図る」というふうになつていまして、その中でございまして、鉄道の整備がその地域の輸送需要の動向との関係においてとらえられているわけでございますので、地域における効率的な交通体系の形成を図ろうとする私どもも今回進めております国鉄の地方交通線対策というものと、決して矛盾するものではないというふうに考えておるわけでございます。

中村(重)委員 さっきのあなたの答弁は、利用者が非常に少なくなつた、それは住民が国鉄を利用しようというところでなくなつてきているのだ、利用者が少なくなつて赤字になつてきているのだ、だから、これはやめてしまつて、そしてきめ細かいという言葉を使つたが、なかなか言葉としては耳ざわりがいい言葉だけれども、バスとかそういうものに切りかえていくことが当然だというように言われた。産炭地というものをそういう言葉でもつて一言棄てたことはあなたの考え方だろうかけれども、課長であるあなたを何ぼ責めてもしようがないのだけれども、これは、産炭地を振興する、工場も誘致していく、さらにまた、先ほど来何回も申し上げているメニュー方式による三十二事業というものをこれから追加をして積極的にやつていくのですよ。そういう際にローカル線、鉄道を廃止してしまつたらどうなるか。

金子説明員 お答え申し上げます。

今回の国鉄の営業線として廃止の対象になります特定地方交通線、これにつきましては、この選定に当たりましたは、過去昭和五十二年度から五十四年度の輸送の実績で判断したいと考えております。しかしながら、たとえば工業団地とかあるいは住宅団地、学校、そういったものの開発計画の実現によりまして、昭和六十年年度までにそういった施設が完成する、それによつて輸送需要の増加が見込まれるといったような場合には、そういった開発計画に伴う輸送需要増も加味したいと考えております。

中村(重)委員 それで、六十年年度と申しますのは、今回の国鉄再建法の目的に書いてございしますように、六十年年度までに国鉄の経営の健全性の基盤を確立する

ということになつておりまして、国鉄の財政再建というものが非常に緊急性を要する事柄でございします。昭和六十年年度までに鉄道としての特性が発揮でき得るものにつきましては、そういうローカル線は維持する。国鉄としての経営の健全性の基盤を昭和六十年年度までに確立するという法律の趣旨からいたしまして、それ以降長期的に鉄道の特性が発揮できるものにつきましては、第三セクター等の地方鉄道による維持を含めまして、対策協議会において御議論いただきたいと考えているわけでございます。

中村(重)委員 それ以上の答弁はあなたに期待するのは無理でしょう。

次に、労働省と自治省にお見えいただいておりますから、失対事業、緊就事業と開就事業というのをやっていると申されけれども、最近緊就事業はほとんどやつておられないのじやないかというふうに思ふのですが、産炭地には相当な失業者がまだ滞留している。だとすると、この失対打ち切りといったようなそういうことにとらわれるんじゃないかと、緊就事業、開就事業にはもつと力を入れていかないと、産炭地の失業者の滞留をなくすることはできないというふうに考えているのです。その点に対する現状と、この答申を受けての将来の展望といひますか考え方を示していただきたい。

それから自治省は、地域開発というのはいま申し上げた開就事業が、財政対策という面からどうも就労事業が軽視されてくるという点が私は非常に強いと思つていいます。それに対して現状をどう見ているのか。また将来、この答申を受けてどう改めていかなければならないと考えているのかという点。

まとめてお尋ねをいたしますが、地域振興整備公団の事業実施に対して自治省はどの程度関与しておられるのだろうか。九州でもいろいろ問題点が出ておられるのだから、これに自治省が余り関与してないというふうに考えたことがあつて、この問題に対してはもっと積極的に関心を持つて自治省は対処

していく必要があるのだからと思つてゐるわけですが、その点をお伺いしたい。

それから産炭地域の地方公共団体の財政の疲弊、経済的社会的疲弊の対処、振興対策のあるべき姿というのを、答申を受けて自治省はどうお考えになつていらっしゃるのか、その点をひとつそれぞれお答えをいただきます。

○加藤(孝)政府委員 緊就事業につきましては、五十六年度の事業計画におきまして、予算規模で二千四百五十人の規模、予算額にして六十四億の計画をいたしております。道路の新設、改良あるいは土地造成、河川整備、そういったもので計画をいたしております。

また、開就事業につきましては、五十六年度の事業計画をいたしまして、三千二百人の規模で予算額百一億ということで予定をいたしております。事業種目としてはやはり道路の新設、改良、土地造成等を予定をいたしております。産炭地におきます雇用失業情勢が今日なお厳しい情勢にございまして、早急な雇用機会の拡大はなかなか望み得ないという事情にございまして、当面、五十六年におきましては従来の方針でこれを継続運営していきたいと考えておるわけでございます。

なお、この答申で、引き続きこれらの就労事業についてその合理的運営を図る、こういう御指摘をいただいております。この答申を率直に受けとめまして、今後産炭地域の振興対策との関連を十分考慮しながら、その合理的な運営を図っていく、こういうふうに考えておるところでございます。

○藤原説明員 お答えいたします。

まず開就事業についてでございますが、私どもの方といたしましても、できるだけ国で財源措置を講じていただくようお願いしておるわけですが、自治省といたしましては交付税あるいは地方債の措置を講じております。今後とも引き続き努力してまいりたいと考えております。

それと、二番目の地域振興整備公団の実施する事業に対してどのような関与をしておるかという御質問でございますが、地域振興整備公団法によりますと事業実施基本計画をつくることになっておりますが、この基本計画のうち地方都市開発整備事業に関連するものの認可、あるいは基本方針の決定、こういうときには関係行政機関の一つとして協議にあつております。そのほか、事業実施面では公共施設の立てかえ施行の際、協議をいただいております。いずれにしましても、地域振興整備公団が実施する事業というのは、産炭地域の振興上非常に重要だと思つたので、今後主務大臣あるいは公団から協議がありまして、私どもとしても積極的に対応してまいりたいと考えております。

それと、三番目の地域振興のあるべき姿についてどう考えておるかという御質問でございますが、確かに、産炭地域の経済的社会的疲弊の解消は、まだ十分その目的を達していないと考えております。そういう現状でございますので、一層計画的な施策の推進を図っていく必要があるんじゃないか。先ほど来石炭部長から御答弁もありましたように、地方公共団体あるいは関係各省間の連携をさらに密接なものにしていく必要がございまして、また実施計画等におきましては、できるだけ実効性が上がるような計画をつくっていく必要があるんじゃないかと考えております。そういうことで、われわれといたしましても関係地方公共団体の意向に十分配慮しながら、通産省とも緊密な連携をとりながら努力してまいりたいと考えております。

○中村(重)委員 終わります。

○森中委員長 午後一時三十分再開することとし、この際、暫時休憩いたします。

午後零時二十九分休憩

午後一時三十四分再開

○森中委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。岡田利春君。

○岡田(利)委員 私は、ちよつと午前中の質問から角度を変えて若干質問をいたしたいと思つてます。先ほど来産炭地振興、いわば産炭地と旧産炭地がこの概念の中には含まれておるわけですが、また、答申の中にも鉱工業の振興ということが書かれておるわけですが。そういったものと、産炭地振興政策そのものは、石炭政策、特にいま検討されておる第七次政策と密接不可分の関係にあるのではないかと、こう私は言わざるを得ないわけでありまして。したがって、そういう意味では、既存の炭鉱の安定あるいはまた新しい地域の開発、こういうことが産炭地振興に積極的に寄与することになる、こう言わざるを得ないと思つてますが、そういう認識について大臣はどう考えられますか。

○田中(六)國務大臣 いずれにいたしましても、古い炭鉱の処置あるいは新しい炭鉱の開発、そういうものを含めまして、やはり炭鉱関係の振興計画について私どもが十分な措置をしておかなければ、退く問題の詰りにつきます。これから新たにいろいろ開発する問題にいたしましても、まず学習的態度から見ますと、そういうものをしっかりとっておかなければ、あるいはそういうものが確然とした姿で、問題意識を持った人々にいいイメージと申しますかいい回答を与えなければ、私は古いのも新しいのも処置ができないというふうに思つております。

○岡田(利)委員 現在第七次政策が検討されておりますけれども、石炭をめぐる内外の情勢は刻々と変わつておるわけです。まだ公式発表はないようでありまして、中国炭は五十四ドル強、こういう一応の価格で交渉が妥結をする、そうしますと、九州に持つてくると十三ドルかかりますから、保険料を含めても着で一万四千円を超え、こういう状況になつておるわけです。わが国の国内炭と中国炭を比較しますと、いわば振発分等が違いますから、そういう点を価格で換算した

しますと、まさしく中国炭といえども国内一般炭とは価格差はむしろ逆転したとも言える状況にあるわけです。

そういう意味で、従来は既存炭鉱の周辺鉱区の調整、あるいはまたそういう開発ということを進めてまいりましたけれども、しかし、既存の炭鉱から離れておる地点の開発は現行法ではできないのであります。もしやるとすれば、これは当然法の改正が必要であります。したがって、すでに封鎖されておる鉱区、あるいはまた事業団が所有しておる鉱区、あるいはまた休眠しておる鉱区等もございまして、この計画的な開発は第七次政策の中で道を開かなければならないのではないかと、こう思つております。

そういった点から、これは露頭探掘が主であり、一つは炭価の点にかかります。一つは炭価の動向によつて深度が決まってくるという関係にあるのだと思つてます。だがしかし、その探掘した跡地を完全に処理をするということがその場合きわめて重要だと私は思つております。そういったことと、重整備をしなければならぬ、跡地の処理については責任を明確に負わなければならぬ、こう考へるならば、これらの封鎖鉱区とか休眠鉱区の開発は当然、計画的にやらなければ重整備はできないわけでありまして、計画的にやらなければならぬ。そうしますと、その事業主体については当然限定されなければならないのではないかと。

第七次政策の中でこれらが議論された場合に、既存の探掘権者、既存の炭鉱をすでに経営している者以外のいわば封鎖鉱区、休眠鉱区等の開発が可能ないか。既存の炭鉱の場合には当然後処理については責任を負いますし、あるいはまた重整備の点についても既存の炭鉱はそれだけの力がまだありますから、そういう形で限定をして、計画的に封鎖鉱区や事業団所有鉱区というものを探掘をしていく、こういう方針を第七次政策で示すことも産炭

りますが、これはいま審議会等で全体の体系の中で御検討いただいておりますという状況でございます。

ては十分留意をして活用が図られていかなければならないと思うわけでございますし、またかなり

ますが、これらも産炭地振興の一助になるんだらうと私は思うのですね。そういう点を、これから

づけをしていく、そういう積極的な姿勢を期待しておきたいと思います。

そこで運輸省にお伺いしますけれども、産炭地鉄道の問題が先ほど来いろいろ出ておりますけれども、私が聞きたいのは炭鉱が生きてくる歌志内線とか幌内線、しかも歌志内線は七億ぐらいの収入があるわけですね。幌内線も五億以上の収入があるわけですよ。ところが、人中心のローカル線の計画基準が決めたという点について、この二つの線はどうもなじまないのではないかと。たとえば上砂川には上砂川鉄道というのがありますけれども、これは函館本線に含まれているというだけにはかすぎないわけですね。果たしている役割りは、上砂川鉄道も歌志内も幌内も全く同じなわけでありまして。

百万トン程度の出炭規模を持つて炭鉱が存続して居る間は、この鉄道の廃止というものは不可能ではないのか。やるというに閣議でも決まったのでしようけれども、後期に入れたという点についてどうも理解がでないわけですね。これはもう確実にやり得る自信があつてこの基準の中に含めたかどうか、承つておきたいと思ひます。

○金子説明員 お答え申し上げます。

現下のエネルギー事情にかんがみまして、周辺地域において産出される石炭を相当量輸送している路線につきましては、第一次選定の対象から除外するよう政令上措置が行われたところでございます。貨物輸送につきましては、運輸省としての考え方を申し上げますと、大量定形貨物輸送を行う路線につきましては、御承知のように幹線として位置づけられておるわけでございまして、特定地方交通線にかかわる貨物輸送の量といたしましては、鉄道としての特性を發揮し得ない量である、基本的にはトラック輸送により貨物輸送需要に應ずることができるといふふうに考えておるわけでございまして、特定地方交通線の第二次以降の選定につきましては、通産省を含めまして関係省庁と御相談しながら進めてまいりたいといふふうに考えております。

○岡田(利)委員 既存の炭鉱の中で国鉄が直接石炭を輸送している線というのは幾つありますか。

これは三つよりないですよ。あとは皆、あれでしょう、大夕張の場合は南大夕張鉄道、夕張新鉱がつながりますからね。ですから、いま言ったこの二つと、夕張とそれから上砂川しかないわけですね。あと、太平洋も三池も、島の方は国鉄はないわけでありまして。だから、そういう意味で、このわずかな産炭地の石炭輸送の鉄道のうち、二線だけを後期に入れた、これはどうも理解がでないわけですね。これは人間だけを考へるのではなくして、鉄道輸送をふやす、むしろこういう施策を進めるべきではないか。

たとえば北海道で最も新しい内陸発電所の奈井江火力なんかは、鉄道の引き込み線がないからトラックで運ばざるを得ないわけですね。これは引き込み線があれば皆鉄道で運ぶわけです。むしろそういうところに努力をすべきであつて、そこに引き込み線をつけないから結果的にトラックで輸送するということになるわけですね。あるいはまた苦小牧火力発電所、これは鉄道が迂回して、將來変更するわけですね。そして貯炭場に引き込み線がないから、これはトラック輸送しているわけですね。引き込み線をつければ貨車輸送ができるわけですね。そうすると、山元から苦小牧まで石炭はずっと輸送されていくわけですね。

そう考えますと、いろいろな効果が出てくるのだと私は思うのです。そういう合理性を追求することが先であつて、機械的に二つのところに、百万トン規模の炭鉱の鉄道を後期で——これもまあ恐らく第三セクターというわけにはいかないでしょう。これはちよつと行き過ぎだと私は思うのですが、そういう反省はないですか。

○金子説明員 お答え申し上げます。

今度の地方交通線対策で、貨物輸送については、幹線の基準として輸送密度が四千トン以上という基準があるわけでございますけれども、この四千トンと申しますのは、国鉄が一定の合理化を行った上で、貨物の個別収支において均衡し得るというラインなんです。ところが、御指摘のたとえば歌志内線、幌内線を考へてみました場合、

輸送密度的には千トンぐらゐ、おおよそそれぐらいでございますので、国鉄の財政再建という観点から見ますと、四千トンの個別収支でさへ均衡を図ることが非常にむずかしいというライン、四千トンがボーダーラインでございますので、千トンというふうな状態を考へますと、そういった国鉄の財政再建との兼ね合いからいって、運輸省としては非常に問題があるのではないかとこのように考へておるわけなんです。

○岡田(利)委員 あなたはここで、この基準を變更するような発言はできないだろうと思ひます。

ね。だがしかし、歌志内の場合も、トラックで輸送するといつたらこれは大変なことですよ。道路事情からいって、または冬期間の輸送等考へますと、国道でも、雪がうんと降るとこれは一車線になつてしまふわけです。北海道の場合にはそういう特殊な条件もあるわけですね。したがつて、この二線の廃止ということはやるべきではないし、むしろ合理的な方法を他に追求すべき二線であるということを指摘して、今後この問題についてはしつこく議論をしていきたい、私はこう思つておりますので、これらの対応策をもひとつ十分検討しておいていただきたいということをまず要請申し上げておきます。

そこで私は、石炭関連について述べたわけでありまして、産炭地振興政策の中における石炭及び関連というものをもう少し積極的に考へる、こういう私の物事の考へ方について、通産大臣はどう考へますか。

○福川政府委員 産炭地域振興法では、鉱工業等の計画的な発展を図るというところになるわけでございますが、現に稼行中の炭鉱を所有いたしておられます産炭地域、これにつきましては、もちろん石炭第六次政策、現在実施中でございまして、さらに今後第七次政策というところでその方向づけを考へていくわけでございますが、もちろん、現在稼行中の山につきましては、それぞれの炭鉱の維持あるいは合理化を図つていく、これは、広いエネルギー全体の立場から評価をし位置づけをして

いかなければならぬわけでございますが、それは石炭政策の一環として、そのような炭鉱の将来のあり方というものについては十分配慮をしてまいる必要があると思ひます。その社会的な関連施設あるいは石炭鉱業以外の産業の導入、あるいはその地域の振興といったものにつきましては、産炭地域振興法の考へ方からいろいろ地元努力、創意工夫をそれに組み合わせてやつていくということが必要であるといふふうに思ひます。でございますので、そのように、稼行中の炭鉱というものは石炭政策、エネルギー政策の一環としての石炭政策の中で十分その将来の方向づけをし、いわゆる社会的な基盤あるいは広い産業的な基盤、この辺は産炭地域振興対策ということと両々相まつてやつていくべきであらうといふふうに考へております。

○岡田(利)委員 今度の答申の中にも炭鉱跡地の利用について述べられておるわけですね。たまたま参考人の意見を聞きますと、ほとんどが、旧炭住、空き家の炭住を含めて鉱業財団の担保に入つておる。そういうことで、この担保対策ということがこれから必要になつてくるだろう、こう思つております。現在、政府の関係では、第二次肩がわりの政府資金は五十七年度で終了するわけですね。残るのは第三次肩がわり分だけであります。第三次肩がわり分は特に政府関係金融機関のウェイトが非常に高いわけですね。現在、残高は、第三次肩がわりは民間、政府系に分けて、どうなつておりますか。

○福川政府委員 第三次肩がわりの残高は、五十五年度末、八社の合計でございまして、政府関係金融機関で二百九十四億円、市中金融機関で四十億円、合計三百三十四億円、この残高がございまして。

○岡田(利)委員 したがって担保対策、あるいは炭住を解体する場合、担保に入つておるためになかなかむずかしいという問題もあるわけですね。したがつて、答申が炭鉱跡地の利用について特に触れられておるわけでありまして、これらの対策に

ついではどういう考え方を前提にしてこの答申が行われたのか、ひとつ御説明願いたいと思ひます。

○福川政府委員 たいだいま岡田委員が御指摘のように、この炭鉱の跡地、特に炭住の存在しております跡地、これについては特に鉱業財団を組織いたしております関係で非常に権利関係が錯綜しておるといふ問題がございまして、それがこの炭鉱跡地の合理的な利用の妨げになっておるといふ認識をその答申の中ではうたつておるよう理解をいたしております。

したがいまして、今後これをどのようにしていくかという点が一つの大きな問題でございまして、私どももいたしましては、それぞれ各地方で利用計画を立て、そして関係者間での話し合いをしていくということが一つの大きな柱であり、また若干の事例におきましては、そのような地方公共団体の努力によりまして、合理的な跡地利用というものがなされていくケースもございまして、したがいまして、そういう関係者間での話し合いで、このような錯雑した権利関係を解きほぐして、利用が進められていくということが一つの重要なポイントではなからうかというふうに考えておるわけでございまして。

そのために私どもも、もちろん地元の努力を促していくということも必要でございまして、また同時に、いろいろな権利関係をそれぞれのケースに分けて把握し、炭鉱跡地再開発といったようなものの諸問題を類型化して、解決策を見出していくというこのために、五十六年度からこの跡地に絡む諸問題の調査をしよう、そして地元の努力を中心としながら、必要な問題点の解決に努力してまいりたい。こういうふうな趣旨で答申が出ておるわけでございまして、それに沿ひまして、私どもも予算要求等をして跡地調査等の予算を準備いたしたわけでございまして。

○岡田(利)委員 地域振興公団の造成された団地でありますけれども、かつては、団地を譲渡する、そこで工場の立地が行われない場合は二年たつと金利の分を見て買戻す、こういうことになってきたわけですね。これは最近是一年延びて三年間立地しない場合には戻してもらう、こういうことになっていくわけですね。しかし、最近はこの地もなかなか売れないものから、なかなかそののとおりにはなっていないのではないかと思ふのです。したがって、この譲渡団地のうち、工場立地計画を示して団地が譲渡されるわけでありまして、そのうちの利用率というものは一〇〇%ではないと思ふのです。何%ぐらいなのでしょう。

○福川政府委員 公団造成の団地のうち譲渡済みの部分につきましては、現在その利用率はどのくらいであるかというお尋ねでございまして、五十六年の二月末現在の譲渡済みの土地は千六百七ヘクタールでございまして、これに對しまして工場の建設に着手した案件の土地の合計は千四百六十四ヘクタールということになっておりまして、この比率は九一%でございまして。

○岡田(利)委員 各地方の団地の譲渡率というのが資料で出されておるわけですね。北海道が一番低いのであります。譲渡率五九・六%、こういう数字が出ておるわけでありまして、しかし、北海道には大型団地が建設されておまして、たとえば釧路工業団地というものはほぼ造成は完成しておるが、一工区と四工区が完成団地、これが百二十ヘクタール、二工区と三工区合わせて百八十ヘクタール程度あるわけですね。あと水道をつけると完成だということになるわけでありまして、けれども、ほぼ完成している団地、こう言つて差し支えないわけですね。これらをもし完成団地として見れば、北海道の譲渡率というものは五〇%以下なわけです。そう認識することの方が私は正しいと思ふのです。

したがって、こういう実績から見ますと、北海道の団地に対する企業の誘致、あるいはまた特に九州でも内地の団地の企業の誘致ということ、普通、臨海部の工業団地と同じような政策ではなかなか企業の立地はできないのではないかと

私は思ふわけですね。せっかく団地をつくつたけれども、半分程度しか譲渡できないということになるわけでありまして。

そうすると、もう一歩進めて、特定団地に対しては特定政策というものをむしろ考えなければならぬのではないかと。これは中核的な誘導企業でありますから、資本金とか雇用力、こういう面で特定される企業にもちろんなると思ふのです。全般的にやるといふことは私は政策上困難だと思ふのです。だがしかし、そういう大型の団地や内地の譲渡率の悪い団地については一定の基準を設けて、一定の雇用率あるいはまた投資額、こういうものに基準を設けて、特定のいわば誘導政策のための政策をとらなければ、なかなか企業の立地というものはできないのではないかと、こう思ふのです。が、今回の答申にはそういう検討がなされていないやうでありますけれども、現実問題として、そういう政策をとつて十年間の成果を上げるということがきわめて重要であると思ひますが、この点はいかがでしょうか。

○福川政府委員 御指摘のように、地域振興整備公団の土地造成事業の目的は、鉱工業等の企業の立地にあるわけでございまして。したがいまして、長期にわたり工場等を建設することなく推移をする場合にはつきましては、契約の解除あるいは買戻しあるいは譲渡希望企業への譲渡努力というやうなことで、企業を持ってくるという点に努力をいたしておるわけでございまして。しかしながら、御指摘のように、経済環境の急激な変化とかあるいは災害等の事情などによつて、三年の期間内に建設できなかったケースで、なお若干の余裕を与えることによつて工場建設が可能というやうなケースに關しましては、むしろ期間を延長することにやうて企業の立地が促進できるというやうなケースがあるのではなからうかというところで、そこは私ども弾力的な運用を図つておるわけでございまして。

さらにまた、譲渡率の悪い団地、いま特定団地というお話がございましたが、このやうなケースに關しまして、従来から、地域振興整備公団にお

きます長期低利融資あるいは税制上の優遇措置といったやうなもので企業の誘致を図つておるわけでございまして、いま御指摘のやうな六条地域の中でも特に立地条件に恵まれないもの、たとえば北海道などの団地に立地いたします企業につきましては、地域振興整備公団の融資に当たりましては、融資比率を引き上げるなどの措置、最高七〇%まで引き上げるといふやうなことで、このやうな諸施策を組み合わせることにやうて、企業の立地の促進に努力をしまひたいと考えております。

○岡田(利)委員 そういふ努力については私も理解をしておるのですが、果たしてそれだけで所期の目的が達成できるかというところ、まだ疑問が非常に多いと思ふのです。これから十年間でありまして、これからの実績も見守りたいと思ひますけれども、そういう点についても対応策をぜひ研究していただきたいということを申し添えておきます。

次に、融資の対象企業体の問題でありますけれども、従来は会社でなければ融資対象にならないわけですね。たとえば地方自治体が振興公社をつくる、これはもちろん民間も出資をしておるわけですね。第三セクターのやうなもので、これは融資の対象にならないわけですね。もちろんやういふ形態で、会社であれば対象になるわけですね。あるいは協同組合、これも対象になっていないわけですね。これからはやはり、投資の内容を見て、こういう自治体と民間が一緒にやうてやる公社制度とかあるいは協同組合、こういうケースも出てくると思ふのです。したがって、これからはこれらについてもぜひ融資対象の企業主体として認めるべきである、こう思ふのですが、いかがですか。

○福川政府委員 地域振興整備公団の融資に当たりましては、公団法の十九条の第一項第七号によりまして産炭地域の振興に必要な鉱工業等を営む者を融資対象にするということになっておるわけでございまして。確かに、株式会社がケースとして

は多いわけですが、御指摘の事業協同組合につきましても、従来から融資対象ということを取り上げてまいっております。

それから、地方公共団体の公社の御指摘がございましたが、この公社も法人の形態としては株式会社形態をとるもの、あるいは民法上の法人の形態をとるもの、いろいろございますが、株式会社形態をとります公社等につきましては従来も融資対象にいたしましたわけですが、今後具体的な事例に即しまして、その事業内容等から見て、先ほどの定義で融資対象とすることができるとどうかを検討して、その適否を決めてまいりたいと考えております。

○岡田(利)委員 確かに事業協同組合は対象になっております。たとえば張の類縁事業協同組合、これなんか対象になっているわけですが、ただ、それ以外の福祉協同組合、これは対象にならないわけですが、生活協同組合ももちろん対象にならないですね。そういう意味で、私が言っている協同組合というのは一つの協同組合、事業協同組合じゃない協同組合、これなんかこれから対象にした方がいいのではないかと、こう思うわけですね。

それから、公社のような場合には、債務負担行為というのはそれぞれの自治体の議決を経ることになっているわけですから、株式会社でなくとも、そういう公社に対して融資の対象にしてもいいのではないかと、もちろんこれは必ず議会の議決を要するわけですから、厳格な規制があるわけですが、そういう点、私はぜひ対象にしたいと思いますが、対象にすべきだ、こう思っておりますので、御検討願いたいと思うのですが、いかがですか。

○福川政府委員 先ほどお答え申し上げましたように、この融資につきましては、法律上産炭地域の振興に必要な鉱工業等を営む者を融資対象とする、こういうことに相なっておりますのでございませう。この定義に即しまして、具体的なその事業内容等を見まして、融資対象とすることの適否を検討させていただきますと思います。

○岡田(利)委員 「鉱工業等」の「等」が問題なんです。等、というのはいずれも全部入るわけですよ。ホテルの場合もあるわけでしょう。あるいはまたレジャーセンターの場合もあるわけですが、対象になっているわけですから、したがって、「鉱工業」の「等」まではいいですけども、「等」の内容が出てくるわけですね。そういう意味で、なかなか企業の立地ができないとすれば、それぞれの状況を生かしながら自治体も工夫するわけでありまして、そういう意味で申し上げておるのであります。余り多くはないけれども、内容を検討してきますと非常に幅広いわけですね。そういう意味で御検討願いたい、こう思います。

次に、この法律ができていままでも出資事業というものが行われてきたのですが、私の記憶では、いま残っているのは羽幌の無菌豚の出資事業一つではないかと思うのです。あと九州でセラミックですか、二つの出資事業のうちこれは成り立たなくて解散したという実績があるのだと思うのです。したがって、これからの十年間の産炭地振興に対して出資事業をどう活用するかということとはきわめてウエイトを置いて考えなければならぬ問題ではないかと、私はこう思うのですが、今回の答申に当たって、この出資事業についてどのような検討がなされたか、承りたいと思うのです。

○福川政府委員 公団が出資をいたします事業は、産炭地域の立地条件を活用いたしまして新技術の企業化を図る事業で、早期に収益が上がるものと期待できないで企業化が見送られるというものとに対して公団が出資をしようということで、このような制度が昭和四十一年に創設されたわけでございます。

御指摘のように、制度創設以来現在まで二件の出資を行っているわけでございます。実績が少なかった一つの理由といたしましては、産炭地域の立地条件を活用した新技術の開発案件が少なかったということが挙げられるわけでございます。今後は、この産炭地域がかなり基盤整備も進んでおる、立地のしやすい状況にもなっております。

といったこととございまして、産炭地域の地方公共団体と連携をとりながら、この制度の広報、PRにも努めながら、優良な案件の発掘ということに努めてまいりたいというふうに思うわけでございます。今後、特に新技術の利用ということと組み合わせました立地というものが、産炭地域にもいろいろな波及効果を及ぼすというようにすることもございまして、今後とも弾力的な運用を図ってまいりたいというふうに考えております。

○岡田(利)委員 私は、さしあたりいま石炭技術などで進めている火力発電所の灰の利用、これなんか出資事業としてリスクも多いわけでありまして、積極的にやってみるということは、エネルギー政策の観点からいっても、産炭地振興の面からいっても、望ましいのではないかと、思うのです。完全に完成するまでは企業化しないというのではなくて、一歩進めて企業化する。そのためには公団が出資をする。こういう積極的な姿勢があらうのではないかと、思うのですが、こういうような面は考えられませんか。

○福川政府委員 出資は、御承知のように融資に比しまして特に優遇された措置であるわけでございます。いま新技術の例として灰の利用ということにお触れになったわけですが、私どもも産炭地、それから新技術というこの二つの要件の中で、新技術の定義、これをどういうふうにするかという点はケースとしていろいろあるかと思っておりますが、御指摘のようなケースにつきましては、これも地元の振興に役立つケースがあるかと思っておりますので、ケース・バイ・ケースで十分検討させていただきます。

○岡田(利)委員 今度設けられた十一億円の調整基金の交付の基準についてまだ検討中なのか、大体交付の基準がございまして予算が十一億円ついたので、この点はいかがですか。

○福川政府委員 特定事業促進調整制度でございますが、これは広域的な経済生活圏の発展に資するために行うものでございまして、従来の施策体系によりまして必ずしも十分な推進が図られない

ような特定事業を促進して、それぞれ六条市町村を対象にいたしまして、その地域特性を發揮させていくというところに主眼を置いていたわけでございます。今後、市町村が道県との作成をいたしてまいります発展計画、これに基づきまして広域的な共同施設の建設あるいは地域特性に即した市町村の機能分担を高めるための基盤整備、あるいは教育、文化、福祉等のレベルアップを図るための施設の整備等の特定の事業を行います場合に、これらの事業のうち国庫補助事業として採択されましたもので、産炭地振興法十一條の規定による国庫補助率のかさ上げの措置の対象とならないようなものを中心にして、それぞれの地域特性を發揮できるように形でこの調整額を運用してまいりたいというふうに考えているわけでございます。

○岡田(利)委員 この交付基準はいつごろでき上がりますか。

○福川政府委員 この点につきましては、この法律が成立いたしました時に産炭地振興審議会にお諮りをいたします基本計画あるいは実施計画、その前提となります道県の考え方といったようなものとの連関であるわけですが、私どもも、これをなるべく弾力的に運用いたしますために、この交付基準はなるべく早くつくことにいたしましたと思っております。時期をいつかという点は、私もまだここでいま明確に申し上げかねますけれども、今後、道県の振興計画等をつくってまいりますのに支障のないタイミングではつくりたいと思っております。

○岡田(利)委員 時間ですから、最後にもう一問質問して、終わります。

問題は、卒業生活圏地域といいますが、六条、十一條から卒業させる、適用を除外する、俗に卒業地域とわれわれ言っておりますわけですが、卒業のさき方によつてはなかなか卒業できないことになりかねないと思うのです。たとえば一つの例を申し上げますと、閉山した場合に閉山交付金というの

卒業させる場合には、少なくともそのような段階的なアプローチがないと、生活圏の中にもちろん差もあるでしょうから、平均化にこうだかいても、自治体によつては同じ水準じやないと私は思うのです。ですから、相当慎重な卒業方式を考えないと、地方自治体の財政上大きな問題になるのではないかと私は思うのです。少なくともいま私が述べたような段階方式による卒業方式は当然考えられておると思いますけれど、この点の考え方があれば、お聞かせ願いたいと思います。

○福川政務委員　ただいまのいわゆる卒業のごことでございますが、この産炭地域振興審議会の答申におきまして、「産炭地域振興対策の目的を達成したと評価される経済生活圏に属する市町村については、必要に応じ経過措置に配慮しつつ、一般的な対策に委ねることにより自立的かつ恒常的な発展への道を歩ませるべきである。」と書かれておるわけでございます。この指定の解除の基準につきましては、さらにそれに続きまして「地域指定の基準を勘案し、地域の振興の実態を端的に表わす内容のものによってなされるべきである。」こういうふうに相なっておるわけでございます。

地域の指定の点につきましては、主として財政力指数あるいは補足的な基準として生活保護率率といった指標があるわけでございますが、そういうものを勘案しながらその基準をつくっていくというところで考えておるわけでございますが、御指摘のようにこれを一時にすぐ卒業ということにつきましては、地元等のいろいろな混乱等もあるうかと思いますので、私ども何がしかの経過措置ということは考えなければならぬというふうに思っております。

○森中委員長 小淵正義君。

今回の答申の中では、特に従来の経験にcanがみて、一つの経済生活圏といいますが、そういうものを設定して、一つのブロックごとにものを考えながらやるべきである、こういうようなことが新しく盛られておるわけでありませう。そういう意味では、地方自治のそれぞれの市町村ごとでなしに、一つの大きな経済生活圏といいますが、そういう関係の中でこれから考えていくということについては、これは非常にいいことではないか。

ういう経済生活圏とかそういういたものをもどのような考え方でくるといいますか、一つのまめをやっていくのかということ、そういう場合の手続といいますか、そういうものがどのようなかの中で進められることになるのか、そこらあたりにについてお尋ねしたいと思います。

○福川政府委員 今後残された最後の十年間に産炭地域振興の目的を達成しようということで、当委員会でも御質疑がございますように、地元関係者の主体的かつ自発的な努力というものを中心にいたしまして、近隣市町村が一体となって効率的な発展を図っていくよう、こういうことをこの新しい対策の考え方として産炭地域振興審議会は答申の中に提案をしているわけでございます。この経済生活圏をそのような観点の中でどのように設定にするかというお尋ねでございます。

現在、御承知のように彦茂地域は九地域ござい
ますが、この地域の中を効率的に機能分担のでき
るような生活圏の設定をいたしていきたいという
ふうに考えておりますが、基本的な考え方という
しましては、いわゆる六条市町村を中心にした上

現在、こういう広域的な考え方をいたしました。は、自治省が中心にお進めになっておられます。広域市町村圏、これは市町村行政の効率化を図るということで考えられている施策の体系でございます。さらにまた、建設省がお進めになっておられます。地方生活圏といったものがございますし、さらにモデル的なものでございますけれども、定住圏構想といったものがございます。私どもも、このような既存の圏域の考え方、これとの調和、融

わけでございます。したがいました、私どもも、その産炭地域の九つの区域を幾つかに分けます場合には、最低単位としましては広域市町村圏を最低の単位といたしまして、それを複数組み合わせる。その中には、先ほど申しましたように、六条市町村が必ず入るというような形で圏域を考えていくのがよろしいのではないだろうかというふうに考えております。

さらに手続の点についてもお尋ねがございましたが、私どももいたしましたしては、この答申の中に流れます思想を尊重いたしまして、地元の自主性を尊重していくということで、関係の市町村の協力を得て、どのような圏域がいかというところを、道県を中心にお考えいただきまして、さらに産廃地域振興審議会の意見を聞いて最終的には決め、それに基づいて基本計画、実施計画をつくっていくというふうにいたしたいと考えております。

○小渕(正)委員　そうしますと、手続的なことをお尋ねしますが、地元の自主性を尊重されて、それぞれ都道府県の中で一つの基本計画というか一つの計画ができ上がる、そういうものを出した上

○福川政府委員 基本計画あるいは実施計画

市町村の協力を得ておつくりになりましたような生活圏の範圍、さらにその上に展開されます今後の広域的な機能分担というようなことを尊重をしていくわけでございまして、現在延長をお願いしております法律によりますと、基本計画、実施計画は産炭地域振興審議会の意見を聞くことになっておりますので、その一環といたしまして、それぞあの圏域の範圍、それからその圏域において果たすべき機能分担の将来の展望をその中で諮問をしながらかにしていって、その場合には地元の意見は十分尊重していくということにいたしたいという趣旨でございます。

○小測(正)委員 経済生活圏のくくり方、先ほどいろいろ説明がありました、広域市町村圏を最低単位にするということ、その場合に六条地域を必ず入れるということですが、これを具体的な例として考えてまいりますと、私、長崎の出身でございますが、長崎県も、産炭地としては、南部は離島を中心いたしました伊王島、香焼、高島、それからずっと北の方に行きますと、北松と言われている佐世保以北の現在松浦市あたりを中心にした産炭地域がたくさんあるわけです。そういうようなことを考えて、長崎で、いまのお話を承った場合に、どのような形で生活圏といたしますか、そういった経済生活圏のくくりをしていくか、非常にむずかしい感じもするわけであります。

しかし、特に長崎の南部を私、見た場合に、嵯峨が中心でございますから、こういった点についてもやはり一つの大きなブロックとして生活圏を考えていかなければ、それぞれの自治体だけでは、市町村だけでは、産振法を十年延長してやるうとしても、なかなか立ち直りができぬのでは

ないかという気もいたします。

そういう意味で、いま申し上げたような考え方といえますか、いま私が例を長崎県にとった場合に、南と北は非常に異なる特殊な生活圏が違ってくるわけですが、大体どういうブロックごとにくくりできるというふうな考え方があるか、例示で結構ですから、何も固定的でないわけですが、一応そういった点で御参考までにお聞きしたいと思います。

○福岡政府委員 長崎の産炭地域は、いま広域市町村圏では実は四つに分かれておるわけでございます。お話のように、長崎県の産炭地域を広域市町村圏で分けて見ますと、伊万里・北松地区、佐世保地区、県央地区、それから長崎地区というところで四つの広域市町村圏が設定をされておるわけでございます。

これを、先ほど申しましたように、単数あるいは複数でその広域的な機能を發揮させるという観点から圏域を設定してはどうかということになるわけでございます。いま私もでは、これは私どもの一つの案でございます。これからは、県、市町村の御意見によってこれはさらに固めてまいるわけでございます。とりあえずの感触というところで聞き取りたいと思います。これが、北松地区、佐世保地区につきましては、一つの広域市町村圏を一つの広域経済生活圏とすることが可能ではなからうかというふうに考えておりますが、県央地区は、大村が実は十地域でございまして、県央地区には六地域を含む圏域がございまして、この点が一つの問題点になるわけでございます。長崎地区には、大瀬戸町、外海町とそれから香焼、あるいは伊王島といったようなものが地理的に離れているといったような問題がございまして。

これは今後どのように県で考えになるかというところでございますが、先ほど申しましたように、県央地区だけで六市町村が入っておりませんので、これはしかるべきところと一体として考える、また考えられる経済的な地域特性があるかどうかという観点を踏まえまして、もう一つの広域市町村圏との合体を考えるとすることになるのではないかと考えています。確かに、御指摘のように非常に島が離れておるといったような点につきましてはこれは一つの問題ではございますが、これもそれぞれの圏域として一体になるかどうかということも含めて考えていくというようなことになるのではないかと考えております。

いずれにいたしましても、長崎県と私も十分協議をいたしまして、産炭地域振興の観点から適当だと思われる圏域を見つけてまいりたいというふうに思います。

○小淵正委員 確かに、いまお話のありました常識的にくくった生活圏でとらえても、北松地区、佐世保を単位とした地区、これは大体一つのそういう関連性を持った経済圏ということでは私も理解できるわけでありまして。問題は、県央というのは大村であります。あの辺あたりは産炭地は別にございまして、長崎地区に入るべきかどうかということでは、先ほどお話がありました大瀬戸とか外海町。外海町は現在生産炭鉱山を持つていてございまして。大瀬戸というところは松島火力が実際に現在も稼働している地区でございます。

それと、かなり南に下ったところに本島の意味で一番救済を必要とする伊王島地区とか高島とかがあつたわけですね。高島は現在生産活動をやっておりますが、そういう点では確かにここらあたりをどうくくるのかという点の一つの大きなポイントじゃないかという気がいたします。ただ、問題は、私もながめてみました場合に、同じ産炭地域といえども、伊王島とかこういって本島に炭鉱が閉山になって過疎化現象でどうにもならぬようなそういう自治体と、大瀬戸とか外海町とか香焼とか——香焼は御承知のように三菱重工の造船所が進出したという意味で、本島にも地方自治体の単位で見ればかなり裕福な財政を持つたところになっておりますし、大瀬戸あたりは松

島火力の関係、電源三法の関係から、かなりまた財政的に見たら伊王島あたりと比べると比較にならないような、そういう意味では同じ産炭地町村の中でもかなり格差があるわけですね。

そこあたりをどうくくるかということとは非常にむずかしいと思いますが、そういう意味では、私は、南部の島関係はやはり長崎地域としての経済生活圏の中で考えていかなければいかぬのじゃないか、こういう気がするわけですね。そういう中で一番の問題になっているのは、そういう外海町と大瀬戸町に隣接する大島という島がございまして、これは大島町と大瀬戸町は隣接した島でございますが、大島の方は松島炭鉱の大島炭業所がございまして、大瀬戸の方は松島炭業所がございまして、大瀬戸町は三菱炭業所がございまして、そのお隣の大瀬戸町は三菱炭業所がございまして、それが現在一番疲弊しているところでありまして。

そういう意味で、今回大瀬戸の方にコールセンターの設置の動きがございまして、ほぼ間違いないというところまで来ておるのじゃないかという気がするわけでありまして。これは特に九州電力を中心にして計画が取り組まれるというふうな思いわけでありまして、特にこのコールセンター設置にかなり大瀬戸町自身が期待しているわけでありまして。そこらあたりに対して、現在ほぼ間違いないところに来ておるのかどうか、そういう計画について御説明できる範囲で結構ですからひとつお知らせいただきたい、かように思います。

○福岡政府委員 コールセンターの建設につきましては、今後海外炭の需要がふえていくというところから、この設置促進ということが今後のエネルギー政策の中で一つの重要な課題になるわけでございます。そのような観点から、コールセンターの立地条件の調査というところを実施をしてまいたわけでございます。

大瀬戸にしましては、五十五年度基本設計調査を実施をいたしましたわけでございます。昨年の十一

月、この基本設計調査を踏まえまして、九州電力が、これが石炭の大口の需要家でございますけれども、コールセンターの建設に参加するという方針を発表いたしております。現在同社を中心にいたしまして具体的な検討がなされているわけでございます。

大瀬戸のコールセンターにいたします。フィジービリー調査の結果によりますと、これは五十五年二月から十月にかけて実施をいたしました。大きく分けて第一期と第二期という工事に分けてしてはどうだろうかという考え方でございます。なお今後さらに、需要家でございます九州電力を中心にして、この計画が練られてまいりまして、フィジービリー調査の結果をいたしまして、年間の扱い量を大体第一期分七百五万トン程度、貯炭の能力を百二十万トンぐらいに置きまして、面積三十五ヘクタールということで設計してはどうだろうかということでございます。

また、船につきましては、これは御承知のように非常に大型船で輸送コストを下げていくということが一つの大きな課題でございます。受け入れのバースといたしましては二万五千トンから十五万トン程度の船が入れるようにというふうなことでございまして。さらに、これに払い出しのバースが設置されなければならぬということもございまして、そのようなことで、大体考え方として七百万トン程度のコールセンターを第一期にしてはどうかということでございます。第二期としては、さらに三百万トン乗せて、将来としては一千万トン程度のものを念頭に置いてはどうかという結果でございます。

これを一つの案といたしまして、今後、九州電力などを中心としていたしまして具体化していくものと思われたいわけですが、そのためには、需要家の将来にわたる利用のめどと同時に、港湾の条件あるいは地元の支援といったこととございまして、幸いにいたしまして長崎県、大瀬戸町も積

極的なバックアップをしていただけるということのようでございます。したがって、これにつきましては、今後、九州電力の方がこの石炭を利用いたします火力発電所の建設のテンポ等を見ながら実行に移していくというふうな考えでおるわけでございます。

○小淵(正)委員 先ほどちょっと触れましたが、先ほどから御質問の中で、経済生活圏である程度目的が達成されたというところは逐次解除といいますが、そういうことに対する考え方は財政力指数、そういうものを含めて勘案していくということをおっしゃっていただきました。そういう点で考えますと、先ほど例に挙げましたが、香焼町なんかは財政だけから見ればかなり裕福な町なんです。だから、そういう全国平均を上回るような裕福な町の財政力指数で見れば、真っ先に対象除外という形になることは必至だと思うのですが、そういう意味では単なる一単位として見ないで、一つの生活圏単位として見るということで、個々の町のそういうことだけでは考えないのかどうか、そこあたりはどのようにお考えですか。

○福川政府委員 指定地域の解除の点のお尋ねでございますが、私も、これは経済生活圏を一体としてとらえ、それを総合的に判断をいたしたいと考えておるわけでございます。

いま香焼町の財政力指数の点がございまして、たしか最近では一・三五ということ、これは確かに財政力指数はかなり豊かな方の部類に属するわけでございます。もちろん、産炭地域振興の考え方は、いま委員も御指摘になりましたように、近隣市町村が一体的に発展し得るようなまとまりということが重要であるわけでございますので、指定解除につきましても、そのような考え方で経済生活圏を単位として総合的に考えてまいりたい。したがって、香焼町単独で指定を解除することは、いまのところ適切ではないのではないかと、私も総合的に判断をいたしたいと考えております。

○小淵(正)委員 先ほど私がちょっと長崎県の特

異性というか地理的な条件と環境について申し上げたわけでありまして、確かに、長崎の北の方、佐世保寄りの北の方の北松、松浦を中心の産炭地は、どちらかというと福岡の筑豊地帯に似たような性格を持つておる、集団的にまとまった市町村が隣接している。もちろん、そういう意味での町の規模はまだ小さいわけでありまして、大体そういった性格がある。ところが、南の方はいま申し上げたように、個々に分離されたような中で自治体がそれぞれあるというわけでありまして、

これから産振法で、十年間の延長の中で何とか立ち上がらせようというわけでありまして、そういう意味で、何か長崎県の限られたといいますが、ほかの県と違った産炭地の特殊事情がある。特殊と言ったら悪いのですが、そういう状況の中で、長崎の場合にはこういう方面を重点にしたこれらの発展計画を考えるべきではないか、そういう指導的なものをでき得れば中央の行政当局としても持ちながら指導していただければ非常にいいのではないかと感じます。そのあたりについて何かお考えがございすれば、お聞きしたいと思います。

○福川政府委員 長崎県の産炭地域は、三十九町で県北から県南まで分散しておるわけでございます。今後、長崎県が関係市町村と協議をいたしまして発展計画を策定していかれるわけでございまして、一般的に見ますと県北、県央、県南というところにそれぞれの地域的な特性があるやに私も感じています。

県北につきましては、松浦市を中心としたしまして臨海工業地帯が存在をいたしておるわけでございまして、あるいはこの地域にはその部門の鉱工業に属する企業の誘致ということを中心にしたしまして、それに加えて農林あるいは水産業の育成、融和を図っていくことも必要ではないかと考えています。

県央につきましては、佐世保を中心としたしまして地域にはすでに造船業等も存在をいたしておりますが、豊富な水資源があるわけでございまして、

今後水資源を利用したダム建設等を行い、あるいはそれを利用しながら工業立地を促進するというところで、この点につきましても鉱工業の発展の促進が期待されるのではなからうかと思えます。また、国立公園等もございまして、いわゆる観光立県としての一つの拠点ということで、観光、観光産業の発展ということも、一つの有力な発展のための資源になるのではなからうかと思えます。

県南でございますが、長崎市を中心としたしまして県南におきましては、産炭地域が確かに散在をいたしておるというところがございます。非常に歴史的な地域でもございまして、観光産業の育成あるいは沿岸の漁業の振興といった点が非常に期待できると思うわけでございまして、

このように、確かに長崎県の産炭地域につきましても多様な特性の発揮が期待できるという気がいたしますので、長崎県を中心にいたしましてそれぞれの特性を発揮して、相補い合って、今後の産炭地域振興の目的が達せられるということになることを期待をいたしております。

○小淵(正)委員 確かに、従来のようにどちらかというと企業誘致、しかも鉱工業を中心にして何とか産炭地振興を図ろうということ一本やりでは、なかなか当初の目的を達成することはできないと私は思います。そういう意味で長崎県は、特に先ほど私が例示しました大瀬戸にいたしましては、外海町にいたしまして、あいつた西彼半島というのには優秀な観光資源を持ったところでございますので、もっと多面的に見て、そういう形の中で全体的に産振法の趣旨に沿ってそれぞれが自立できるような、そういう方面での御指導をお願いしておきたい、私はかように思うわけであります。

次に、先ほどからお話がありました、今回新しく予算化した十一億円の特定調整額ですか、この使い方がいまいち、その考え方等について具体的なものがあれば、お示しいただきたいと思えます。

○福川政府委員 特定事業促進調整額制度でございますが、経済生活圏としての広域的な発展に資する事業であって、従来の施策体系では必ずしも十分効果が発揮し得ないような場合に、その特定の事業を促進するために、その事業を実施する産炭市町村のうち財政疲弊の特に著しい市町村に対して財政援助を行うということをお考えでおるわけでございまして、これによりまして広域的な特性というものを発揮できるということを念頭に置いておるわけでございます。

確かに十一億円という金額でございますけれども、これはそれぞれの六条市町村におきまして、それぞれ考えておる幾つかの公共事業についての助成措置に上乗せをして誘導をしていくということとでございますので、この金額は十一億円という規模ではございますが、その基礎的な部分につきましてはその助成ということが加えられておるわけでございまして、私も、これはむしろ一つの誘導的な効果を発揮するものというふうにお考えおるわけでございます。広域的な経済生活圏におきまして、六条市町村を対象にいたしまして、それぞれ道県が作成をされました圏域の発展計画に基づきまして、広域的な共同施設の建設あるいは地域特性に応じた市町村の機能分担を高めるような基盤整備の事業、さらに教育、文化、福祉といったレベルアップを図るための施設の整備といった事業を行う場合に、これらの事業のうち補助事業として採択されたものを対象にいたして、これを効率的に予算を配分いたします。また、産炭地域振興臨時措置法十一條の規定によります国庫補助率のかさ上げ措置の融資対象とならないもので、非常に広域的な機能分担に役立っていくようなものを中心に、その経費の一部に相当する金額について助成をしていくということにいたしたいというふうにお考えおるわけでござい

ます。若干の例示を申し上げてみますと、たとえば広域的な共同施設といたしましては、広域水道水資

源開発とかあるいは広域的な医療といったものを考えるのも一つの方法であらうかと思ひますし、あるいは市町村の機能分担を高めるための基盤整備といったしましては、たとえば土地改良事業とかあるいは漁業振興施設といったようなものも考えたいと思ひますし、さらに教育、文化、福祉等のレベルアップを図るための施設の整備といったしましては、公民館とかあるいは青少年の家とかあるいは老人福祉施設とかといったようなものをいま例示的に考えておるわけでございますが、先ほど申しましたような考え方の方で効率的な配分をし、誘導効果を發揮してまいりたい、そのような運用を期してまいる所存でございます。

○小淵(正)委員 いま御説明いただいたものでは非常に多面的に、なかなかいい内容のものであるわけでありまして、それじゃ、この十一億の根拠はどういうところから出たのですかね。ただ漠然とこれだけあればいいだろうというわけにはいかぬでしようし、そこあたり初めての予算化なので御苦労はあったかも知れませんが、一応根拠となるものがある程度ないことには、いま申されたそういういろいろな事業にはこう出していくのだ、効率的にということだけで果たしてどうなのかという感じがするわけであります。たとえば二十億出したけれども大蔵省との折衝ではこれしか確保できなかったと言えればそれまでですけども、何かそういうことについての根拠がございましたら、ちょっとお聞きたいのです。

○福川政府委員 昨年八月末、大蔵省に概算要求をいたしました際に、このような構想が、当時産炭地域振興審議会でも議論されておりました、その考え方を踏まえまして関係道県のヒヤリングをいたしました、それぞれの希望を取りまとめまして、一応十一億円という予算の積算をついたわけでございまして、もとより、財源の非常に限られた時期でございまして、それで各ヒヤリング等から採択率等を考慮いたしまして十一億円にまとめたわけでございますが、予算折衝の過程におきましては、一応私どもの要求を満額財政当局にお認め

いただいたという経過になっておるわけでございまして。しかし、これはあくまでも要求時のことでございまして、私どももいたしましては、その予算の範囲内で今後さらにそれぞれの各県、市町村の実情等を十分調査をして、この発展計画の内容等を吟味しながらその配分を考えてまいりたいというふうに考えております。

○小淵(正)委員 根拠はわかりましたが、そうなりますと、各省の産炭地関係でのいろいろなそういう中からの、集まった中での金額はこういうことだったというわけですから、まあ、いま後から部長は申されましたけれども、基礎的な、大抵こういうところであろうものをしたい、こういうところではこういうものをしたい、という一つの、確定的ではないにしてもそういう基礎になるようなものが大体現在はある、こういうふうに一応見ていいですか。

○福川政府委員 予算要求時にいたしましたヒヤリングでございまして、これは各道県あるいは市町村もそのとおり確実に実行するというコンクリートの計画を持っていたわけではないと思ひますが、一応財政当局と折衝いたしますのに足る根拠ということとして採択をいたしましたわけでございまして、これを今後活用してまいります上におきましては、関係道県、市町村もより具体的な計画をつくるわけでありますが、その場合には、道あるいは各県がそれぞれの将来の発展の計画を描き、そして地域特性、機能分担を固めていくかということと地方の自主性、創意工夫をこらしてまいりたい上につくっていくということになってまいりますので、いまそれと関係道県あるいは市町村に相当確固たるものがあるかと言われれば、あるいはそこはまだまだいいものがあるのではなからうかと思ひますが、今後道県、市町村の検討の過程でその辺が徐々に固まってくるのではなからうかというふうに考えております。

○小淵(正)委員 わかりました。実は産炭地関係の市町村の中での一つの悩みは、跡地利用といいますが、炭鉱の跡地を何とか

利用しようとしても——たとえば古い炭住、何かちょっといろいろな炭鉱の建物、そういうものを取っ払ってきれいにしておいて活用したいなという意欲は持っているようでありまして、では跡地はどういうような形で、どのようなものを作るのかという跡地再利用率の計画をしっかりと出さぬことには、なかなかあががけない。ところが地方自治体の中では、そこまではっきりとしたものはないにしても、ともかく一回きりとしたところを、きれいに跡地を整理して、それに立っているの計画を立てて考えてみたいというような空気が非常にあります。

ところが、そういうことをする場合に、地方の町村ではお金がない。だから、そういう炭鉱の跡地の施設を撤去するための特別な起債を何か認めてもらえれば自分たちとしては非常に助かる、またいろいろなことを考える上にも立つていいのだけれども、こういう悩み事を私ども二、三相談を受けたのです。いまの制度でいくならば、跡地利用をどうするのだというびしやりした計画を持って出さぬことには、なかなかできないことになっておる関係から、そこまでのあががなななかとめにくい段階で、でき得れば、地方自治体で自分たちで後のことを考えてやるから、とりあえず撤去、きれいに整地するだけのお金が欲しい、こういうことがよく言われるのですけれども、何かこういうものについての手だては、いまの制度の中でできませんでしょうか。それと、自治体としては、この点でそこまでのあがができればもっと何か考えていきたい、そういうことがよく言われておるわけであります、ちょっと念のためにお尋ねいたします。

○福川政府委員 炭鉱の跡地利用につきましてはいろいろ問題がございまして、一番大きな問題は、その炭鉱の跡地がこれは権利関係が大変複雑になっておる、特に鉱業財団に入っておりますためにこの権利関係がなかなかうまく整理できない、そのためにいろいろな事業が進まないということが一つの大きな問題であらうというふ

うに思ふわけでございます。現在、そのようなことで、私どももこの跡地の現状と権利関係を把握いたしますために、もちろんこれまでもすでに成功した事例等もございまして、それも参考にしながら、地元の方の努力をしていただくということと同時に、さらに、もしこの問題がございまして炭鉱跡地開発の調査ということを行なうと、その跡地利用に絡みます問題の類型化を図って、地方の努力をバックアップする方法がどういふものかというところを検討してまいりたいというふうに考えております。

○小淵(正)委員 では、ひとつその点は早急にそういう作業を進めていただくことを期待しておきたいと思ひます。次に、いろいろこの産炭法の中でお話があつておりますが、問題は、産炭地域の振興にとりましては、ただ単なる通産省関係だけではなしに、自治省その他必要によつては厚生省に關係するところがあるわけでありまして、運輸省に關係するところと各道との關係が必ず出てくるわけであります。そういう点で、各省のこういう協力体制がないことには、いろいろな計画を立ててもそれが実現に向かつてなかなかむずかしいというふうに思ふわけでありまして、そういう意味での協力体制というものをどのように現在考えられておるか、そういう点と、それから次は、先ほどから言う、県や道が中心になってまとめられる発展計画というものは大体いつごろまでをめどに作成させようと思ひておるか、そこあたり、二点についてのお尋ねをいたします。

○福川政府委員 現在、この産炭地域振興のために各省いろいろ御協力を願ひながら進めておるわけでございまして、十四省庁にまたがりましてこの推進を図っておるわけでございまして、もとより、御指摘のとおり、この十四省庁間の連絡協力体制の緊密化を図ることは、もちろん地元市町村、道県との協力とともども非常に重要な課題であるわけでございます。したがって、私

どもとしても各省連絡会を設置いたしまして、産炭地域振興上重要であります施策につきましては、その連絡会を通じて各省庁に協力の要請をいたしておりますし、また、定期的にその連絡会として現地の視察を行うといったようなことで、関係省庁の認識を深めかつ共通にしていこうという努力をいたしておるわけでございます。

今回の答申でも、この関係省庁、さらにまた地方公共団体との連絡、調整、協調ということも非常に重要であるという御指摘をいただいております。この点につきましても、私どもも、従来以上に緊密化を図っていくことが必要ではないかというふうに思っております。また、関係省の連絡会の場に応じまして、さらにまた、必要がございましたらば関係道県の意見を反映させるなど、実態に即しまして、各省庁の施策の総合的かつ円滑な推進を図っていく、そういう努力をしてまいりたいというふうに思っております。

関係各省の連絡会につきましては、実施計画あるいは地域別の開発計画、そのほか企業の導入、金融等々の問題につきまして連絡調整を図っておるわけでございますし、さらにまた、産炭地域振興審議会の中には関係省庁の次官クラスにも入っていただいております。それぞれの施策に十分遺漏なきを期するというところでございまして、大臣からもしばしば当委員会へ御答弁申し上げておりますように、関係省庁の連絡協調体制、これまでの反省の上に立ちまして一層努力をしてまいりたいと思っております。

それから、第二のお尋ねの、発展計画はいつごろまでにつくるかというお尋ねでございます。

私どもとしても、法律ができません場合にはできる限り早期にその実施に移っていくということが必要であるというふうに考えております。現在、地元におきましては発展計画の原案の作成に着手をして検討しておられるところも多々ございまして、また、この産炭地域振興臨時措置法が延長されます場合には、政府としても、それぞれの発展

計画の各府県から出てまいりました原案をベースにいたしまして、今後実施計画あるいは基本計画というところに着手をしてまいりたいと思っております。私どもも、できるだけ早くこの発展計画をつくってまいりたいというふうに考えておるわけでございます。また、場合によりますと来年度の予算にも反映させなければならぬということでもございしますので、そのような事項につきましては、中間的に意見を取りまとめながらでも予算要求等の作業に支障がないようにいたしたいと思っております。少なくとも、遅くとも五十六年度中には策定作業を終えなければならぬと思っておりますし、またそこまで待たずとも、私どもなるべく早くこの道県の計画を策定したいというふうに思っております。

○小淵(正)委員 次に、いまのところ五十六年度末までにはどんなことがあっても、何とかそういう計画をつくらせたいということでありまして、そういう計画はでき上がった、しかしながら、それは本当に実効性あるものとしてこれからやっていくためには、やはりローリングプラン的なものが必要ではないか。ただただ計画を出させて、それをいろいろやるだけではないし、そういうところまでのフォローアップといえますかそういうものをしないことには、実効性が上がっていかないのでないかという感じもするわけであります。その点に対しての何か御見解がございすれば、お尋ねしたいと思っております。

○福岡政府委員 経済生活閣別の発展計画でございますけれども、まず道県が関係市町村と協力の作成して、それぞれの中で関係市町村がその地域の特性に応じて分担すべき機能あるいは計画的に実施すべき振興事業の内容といったようなものをつくっていくわけでございますが、御指摘のように、このような内容を持つ発展計画でございまして、事業の進捗状況あるいは経済社会情勢の変化ということも当然予想されるわけでございまして、そういうものの変化を踏まえながら、その展望を常時見直ししていく、それぞれの時点でベス

トの発展計画に絶えず見直しをしていくという意味でローリング的にそれを見直ししていくというところは、大要御示唆に當る御意見であらうというふうに思っております。私どもも、道県の発展計画の取り進め方に関しましては、御指摘のような方向で道県に連絡指導してまいりたいと思っております。

○小淵(正)委員 お忙しいでしょうけれども、その点はぜひやっていただきたいということをお願いしておきたいと思っております。

それからちよつと角度を変えてお願いがあるわけですが、実はそういう産炭地域の中でいろいろ新しい企業を誘致する、その点いろいろ振興策をとるわけでありまして、例を挙げますならば、今度松浦市には九州最大の石炭専焼火力発電所がござる計画になっておるわけですね。電発と九電との二つ、それぞれ約二百キロ。こういった産炭地域振興の中であらう一つ一つの用地が確保されて、いよいよ実現するところまでやつとこぎつけたわけでありまして、実は松島火力のときの例を私から申し上げますれば、松島火力は電発がやったわけですが、地元の経済の振興に非常に役立つようなものでなければならぬと思うので

と、ところが、松島火力の場合、発注されたそれだけのところを見ますと、みんな県外で、県外の大手メーカーに全部が発注されて、その孫の孫ぐらゐのものが長崎の一部の中小企業、中小工業の中に落とされてくる、こういう事例がかなりあるわけですよ。われわれもいたしまして、県を挙げて、できるだけ地元のそういう鉱工業を振興させるという角度から地元発注を優先的にということの要望はしておりますけれども、電発側に言わせると、電発は公共性のある事業ですからそういかなければいかぬとか何とかという名分の中で、結果的にはほとんど中央の大手へ行って、その後ずっとピンはねされた残りが県内に残るか仕事は落ちてくる、こういうのが実例として松島火力なんかにあります。

だから、今度松浦火力は二百キロという九州最大の石炭専焼の火力発電所になるわけですから、行政当局としては、せっかく産炭地の中にそういうものをやるわけですから、もっと地元、地域発展に寄与するような、そういう意味での計画、工事というものを進めなければならぬと思うわけですが、そういうものについて行政当局のお考え、また指導、指導と言えは悪いですが、私どもも、そういう意味での指導性も私は発揮してほしいという期待もあるわけです。そこあたりの御見解があれば、お聞きしたいと思っております。

○福岡政府委員 火力発電所の立地に当たりまして、発注先をなるべく地元の振興に役立つように考えるべきではないかという御指摘でございます。もちろん、火力発電所という高度の技術的なプラントを建設するわけでございまして、事業主体といたしますとそれなりの技術的な問題等々の制約があらうかと思っております。しかしながら、電源立地を行うということにつきましては、もちろん地元の理解、協力ということが不可欠でございますし、また、電源立地促進のためにはそれなりに施策がいろいろ準備されているわけでございまして、発注先をどのようにするのがよいかという点につきましては、もちろん事業主体として効率性あるいは経済性等も十分勘案しなければならぬ問題でございまして、

そういう制約はございまして、地元の理解、協力を得るということが電源立地の一つの大きな問題でございまして、制約があらうかとは思いますが、私どもも、条件が同一でありますならばできるだけ地元の理解あるいは協力を求める、あるいは地元へそういう利益を還元していくということも一つの方向ではなからうかという気がいたすわけでございまして、その点につきましては今後とも十分注視し、必要があれば、それなりの対応を考えていかなければならないと思っております。

○小淵(正)委員 確かに、高度な技術力を中心としたあいつた事業ですから、それはなかなか特

異性もございませうから、すべてが全部そういうこととで賄えと言わねばはいかないと思ひます。ただ、そのことに藉口してはいけません、便乗して全体的にほとんどそういう形にされてしまつては、せつなく地元がそういう意味で協力していただくというのに対して、しかも地元としてそういうものを十分やれるような中小工業の技術があるにもかかわらず、それが必ずしもそういうふうになされてなかつたという松島火力の実例がございしますから、ひとつ行政当局としても、特に電炭関係については政府も関係する機関でございしますから、ぜひそういう意味での御指導をお願いをしておきたいと思ひます。

それから、これは大臣にお尋ねしますが、こういう質問はどうかと思ひますが、一応十年間で産振法、これが大体最後だということ、そういう心構えでやらなくちゃいかぬということになります、仮定の話で大変恐縮ですが、もしこれが十年間でどうしてもだめだというふうな結果論としてそのときに認定された場合には、なお次のことを考えるということに大体いくのかどうか。これは非常に仮定の話で恐縮ですが、その点大臣いかがでありますか。

○田中(六)閣務大臣 この産炭地振興法の十年間の延長は、審議会の答申にもありますように、十年間で何とかこれを切り上げてほしいという意欲がその中にも見えておりますし、私も過去のことを十分反省し、その地域の人たちの意向も十分くんだ上、私も、施策もまたその反省の上に立つて前進させなければならぬと思ひております。私どもの考えと地域住民の人の考えが一体になつてこの十年間のうちにいろいろなことを完成して、産炭地の振興を図らなければならぬと思ひております。

したがって、現在のところ、それが十年間たつたらあとまたどうしようというようなことは、正直に申しまして考えてはいませう、この十年間のうちに、そしてこのスタートの最初にいろいろな実施計画、そういうものについての万全の措置を

とつていきたいというふうな考えております。

○小沢(正)委員 仮定の御質問で恐縮でしたけれども、いまお話を伺いました、十年以後はもう後がないということ、強力な決意を持つてやらないことには、結果的には過去の二十年間の繰返しに終わったということになつてはいけませんと思ひますので、そういう意味では、特に大臣のこれからそういった強い指導性を期待いたしまして、私の質問をこれで終わることにいたします。

○森中委員長 この際、暫時休憩いたします。

午後三時十六分休憩

午後三時二十八分開議

○森中委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。鍛冶清君。

○鍛冶委員 先ほどからずっと質問がございまして、私の質問したい点も重複した質問になる点が若干あるかも知れませんが、なるべく避けて御質問を申し上げますので、よろしく御答弁をお願いいたします。

最初に、経済生活圏に関する問題で、これも先ほどからいろいろ質疑が交わされておりますが、改めてまたお尋ねをいたしたいと思います。

先ほどの石炭部長の御答弁、再三ございまして、現九ブロックをさらに中を分けて、六条地域を含めて自治省の言う広域市町村圏の地域を単数ないし複数合わせて考える、こういうふうな御答弁でございまして、その分け方でございしますが、全国で大体二十地域程度にしたいというふうに考えておられるようでございますが、その点についてまずお尋ねをいたします。

○福岡政府委員 経済生活圏をどのように考えるかというところでございます。筑豊に例をとりますと、筑豊地区に属します市町村の数は四十九ございまして、自治省でお進めいただいております広域市町村圏の数は筑豊では七つ、それから建設

省の方でお進めになっておられます地方生活圏では四つ、こういうことになるわけでございします。

〔委員長退席、中西(續)委員長代理着席〕この四つの地方生活圏あるいはまた七つの広域市町村圏をどのように地域特性を發揮させるように組み合わせを考へていったらいいだろうかという点は、実は私も、考へ方として、いま地方の意見も聞きながら検討をいたしておるところでございます。

先ほど申しましたように、建設省の方で四つの地方生活圏、このうちの二つはかなり小そうございまして、これを一つ独立させるのはいかかかというふうな思ひをしておりますが、私も、これを大まかに申しまして、主として建設省の考へ方の四つをあるいは二つにするのはいいかあるいは三つに考えるのはいいか、その辺をいま検討いたしておるところでございます。考へ方としていたしまして、六条市町村がその中に含まれるということと、最低単位は先ほど申ししたこの七つの広域市町村圏というところでございします。これを組み合わせさせてみるわけでございしますけれども、北九州あるいは福岡といった工業地帯、これが一つの核になるわけでございまして、これの波及効果をどのように考へていったらいいだろうかということも一つの大きなポイントになるわけでございします。

特に、直轄地区とかあるいは飯塚あるいは田川地区、この辺を一つのグループでまとめるのか、あるいは北九州あるいは福岡、この辺との連携を考へるのがいいかという点は、それぞれこの地域特性の發揮のさせ方として福岡県でもいろいろな検討を恐らくおやりになるのではなからうかというふうな思ひをしております。

私も、これをいま申し上げましたような地域特性を發揮させていくというふうな観点で、大まかに三つあるいは場合によつては二つ、この辺にグループ分けを考へるのが一つの案かというふうに考へてはおりますけれども、なおいま申しま

したように、これはかなりいろいろ検討をしていかなければならない点がございします。とりあえずの感觸でございまして、今後福岡県の検討を見ながらこの経済生活圏をどのようにしたいか、鋭意検討してまいりたいというふうに思ひております。

○鍛冶委員 私の出身地のことを御配慮をいただいていると細かくお答えをいただいたわけですが、大変ありがたうございしました。

私がちよつとお尋ねしたのは、全国的に二十地域程度というふうにしたというふうな聞いているわけですが、その点を再度確認の意味で御質問を申し上げます。

それともう一つ、いま御答弁の中で出ました福岡の場合と北九州地域と、中核的な都市と申しします核となる都市というものを、中核体というものを考へながら、六条地域を含めてこのブロックには経済生活圏というものを設定をして、そしてそれを中心に引張っていく、こういうふうなお考へがブロックづくりのまたポイントの一つにもなっているようにも聞かされたわけでございしますが、そのように理解してよろしいわけですか。

○福岡政府委員 産炭地全体九地域、二百十六市町村ございまして、先ほど申ししたように自治省の広域市町村圏では四十一、建設省の地方生活圏では、北海道地区は設定されておられませんので、北海道を除きまして二十二、これをベースにいたしまして、私も産炭地域の中の経済生活圏を設定をしていくというわけでございしますが、いまのところ、まだ最終的に全体を幾つにするかという点は成案は得ておりませんが、大要二十から二十五前後ぐらいになるのではなからうかというふうに予想をいたしております。それぞれ道県が市町村と御相談の上で持つてまいりますので、この辺は、さらにもちろん道県の考へ方を尊重して考へたいと思ひておるわけでございします。

〔中西(續)委員長代理退席、委員長着席〕また、お尋ねのございましたいわゆる経済生活圏と六条市町村との関係でございしますが、私も

としては、自治省の広域市町村圏全国に四十一ありますものを最低単位といたしまして、それを単数あるいは複数を組み合わせて経済生活圏を考えるわけでございますが、その際には、やはりこの産業地域の疲弊を解消する、疲弊の著しい六条市町村の疲弊を解消するというところを目的にいたすわけでございますので、六条市町村がその中に入る。さらにまた、その機能分担の中で、いろいろな考え方があろうと思ひます。都市機能を中核として考えるか、あるいは工業的な機能を中核として考えるか、それはそれぞれ地域の特性がいろいろあるかと思ひます。いずれにいたしまして、その六条市町村の疲弊が解消していきけるということ、この経済生活圏を考へていきたいというふうに考へております。

○**自治省の広域市町村圏**それから建設省の二十二地域も私は具体的に目を通しておりませんので、詳しくはわかりませんが、やはり経済生活圏の場合、六条地域を含め、さらに中核になる都市といふか、特色ある経済生活圏でありますから、そこを引っ張っていくような中核になる都市なり何かが必要となる気がいたしますが、そういう産業地域に当たっているところに、中核になるような経済的な特色のある、引っ張っていくような中核体になるようなところが入ってあれば大変スムーズに、今後十年間手を打っていったときに行きやすくなるということが考へられるわけですが、北海道等ちょっと特色のあるものがない地域があるような気がいたします。

そういうような場合に、場合によれば、その近郊にそういう中心的な都市なり何かがあれば、そういうものを含めて、やはり波及効果を考へながらこの十年間の延長というものが本当に実質的に達成できるような形でこれをくみ上げて推進する、こういう考へ方もあるのではないかと、いうふうに思ひますが、この点についてはいかが

でしょう。

○**福川政府委員** 広域的な地域発展を図っていくというためには、確かに、私も、都市的な機能あるいは工業的な機能、いわゆる中核的な機能があるというところをもちろんであるというふうな考へておるわけでございます。いま御指摘のように、しからばその経済生活圏の中に中核になるようなものが仮にないような場合には、その周辺の中核的な機能を含めて考へてはどうか、こういうような御趣旨と承ったわけでございます。

私も、私としては、いまのところ経済生活圏の中を考へ方として、産業地域以外の地域を含めるといふことを考へておりませんが、圏域ごとの発展計画といふことの中でいまの中核的な機能といふことの連携をもちろんでまいりますが、圏域自身の発展計画といふこと自身には、私も、その産業地域をさらに拡大して考へようというのではなくて、その圏域の中でその産業の中核的な機能がある、あるいはもしその産業地域以外の近隣に中核的な都市機能があるということ、こゝでございませう、その中核的な都市との連携を考へて、その圏域、経済生活圏の発展の計画を考へていくというふうなことで対応をしてまいりたいというふうに思つております。

○**自治省** その点につきましてはひとつ幅広くお考へをいただいて、実質的に産業地域がこの十年で浮揚するようにひとつお進めをいたしたいと思ひます。

次に、発展計画に関する件でお尋ねをいたしますが、最初に、答申の中でも、いわゆる自助努力、主体的かつ自主的な地方自治体の努力ということがうたわれているわけでございしますが、具体的にその自助努力、これは今後十年間大変大切なことと思ひますけれども、これは具体的にどのような内容を考へておられるのか、お尋ねいたします。

○**福川政府委員** 答申でも、地域の特性を考へていく場合に、その地域の自主性あるいは創意工夫

を基本に置いて、今後の地域の浮揚を図っていくべきであるという思想でございます。私も、こゝにしましては、それぞれの地域に一番密着しておられます市町村あるいはその市町村を広域的に取りますと、道県、これがそれぞれの地域の発展の計画の原案、素案をつくつていただくということがまず第一でございます。それと関係する市町村等々の意見を十分くみ上げながら、あるいはまた、関係業界等の意見も十分くみ上げながら、今後その地方の発展の方向を見出していただく、こういうことをまず第一に考へておるわけでございます。

それで、さらにそのような地域の発展計画を私も集約いたしまして、産業地域振興の基本計画あるいは実施計画に集約してまいるのであります。また、それをまたさらに参照してそれぞれ関係道県に地域の発展計画をつくつていただく、それを道県がもちろん主体となりながら実施していただく、それに対してもちろん必要な財政的な補助といったようなものが行われていくということ、こゝでございまして、計画の策定さらには道県があるいは市町村が分担しております実施、これにつきましては地方がそれぞれの特色を十分發揮しながら、創意工夫をこらしながらやっていただきたい、こういうふうに思つております。

○**自治省** これも午前中からの質疑の中ではないろいろと問題になつて質疑が交わされておりますが、再度のお尋ねになりますけれども、先日の参考人の方のお話には質疑を交わす中での答への中で福川委員の御知事は、いまもございまして、自助努力といふものの一番最大のものはこの発展計画だろつという御答へがございまして、この計画を国との関連でどのように吸収されるか、どれだけの国にフォローしてもえらるかが焦点である、こういうふうな答へをされておりました。裏返しをすれば、それが足りない、幾ら一生懸命自助努力という形でも、十年間で達成できるかどうかかわかりません。こういうことにもなるかと思つておりますが、そういう

意味合いから、全面的な協力体制が不可欠であると思ひます。

さらには、その中で具体的に中央における連絡協議会というのですか、これの答へはございしますが、さらに出先の方でこういう各省庁間の、十四省庁あるという御答へでございましたが、こゝいう出先機関の方においても何か対策本部的なものをつくつて、しよつちゆう連絡をしながらこの発展計画を確実に実施していく、そして浮揚を図っていく、こういう進め方をさらにしていただく、大変いいのではないかとと思ひますが、こゝに点についてはいかがでしょうか。

○**福川政府委員** 関係の市町村、道県と中央との連携、さらにまた、中央省庁間での連絡協議体制の整備促進が、今後これを成功に導く一つの大きな決め手になる点は御指摘のとおりでございます。また、私も、私としては成功しております。また、私どもも、先ほど来御質疑がございまして、その特定事業促進調整額制度といったようなことで、それぞれ広域的な立場に立つて地域特性が發揮できる、そういう誘導的な制度も用意をいたし、また、従来からございまして臨時交付金等の制度を十分活用して、それぞれ地方の発展を図っていくということが必要でございます。

そのために、関係の道県の意見あるいは関係市町村の意見、これが十分反映されなければ、今後の産業地域振興もまた給にいたしたことになるのではなからうかという御指摘につきましては、私も、最大限地方の意見も活用をいたしたいと思ひます。それからまた、産業地域振興審議会には関係道県の知事あるいは副知事に委員あるいは専門委員の形で御参加も願つております。私も、従来以上にこの道県の意見を尊重してまいりますと同時に、関係省庁との連絡体制、これは従来から連絡会も用意をいたしまして年数回やると同時に、また地方への視察等も行ひまして、それぞれ産業地域の実情についての認識を深め、かつ認識を共通にしていこうという努力をいたしておりますが、今後と、そのような形で進めてまいりたいと

思います。

さらにまた、関係省庁は地方の出先機関を持つておるわけでございます。それぞれ関係省庁はこれまで常に関係を保ち、連絡をいたしております。また、本省との連絡というのに関係省庁にも今後十分留意をいたしながら、私ども、各省連絡調整というところで地方の意見を吸い上げながら、関係省庁の間に一層の意思の疎通を図って、この施策の効果的な発揮ができますように努力をしてまいりておる所でございます。

○**鍛冶委員** 出先の対策本部的なものというの、一つの提案でございます。これは言うまでもなく通産が主管の省として機能されるわけですから、出先等でも少なくとも九州、北海道くらいには対策本部的なものもおつくりいたして、ぐんぐん進めていただくといいようなものがあつたらいいのではないかといいふうにも思いますので、また御検討願つて、この十年間の確実な推進をお願いをいたしたいと思います。

さらに、この前の参考人への御質疑の中でも、福岡県の場合、副知事の答弁では今年の十月ごろに発展計画がでる上がある、また基本的な計画は六月ごろだ、こういうふうなことで答弁をされておりました。この地元での発展計画のつくり方、これはもちろん経済生活圏との絡みも出てくると思いますが、この中で県を中心にするのと検討しておるようでございます。ここから上がってきた発展計画、基本計画なり実施計画というものは通産当局では尊重するということは先ほどから再々御答弁ございましたが、それはそのまま最大限生かしてやる、そのまま認める。極端なお話かも知れませんが、そういう表現でいいのかどうか、そういう形で認めになつてこの発展計画を推進するということになるのか、そこあたりの具体的なことをちよつとお聞きしたいと思ひます。

○**福岡政府委員** 先ほどからいろいろ御議論がございまして、私も、地方の自主性ということとを十分考へてこの法律を運用してまいらなければならぬと思つております。私も、道県が

発展計画をつくつてまいります過程で、十分道県と連絡をとりながらこの計画を仕上げていくというふうなことが望ましいと思ひます。また、道県は関係市町村の意見を十分吸い上げてやっていく、こういうことであると思ひます。私どもも、私どもとしてあるいはまた関係省庁の意見として織り込んでもらつた方がいじやないか、あるいはこの辺はあらかじめ考へてもらつた方がいじやないかというふうな問題につきましても道県と十分キャッチボールしながら練り上げていっていただくというところで考へてまいりたいと思つております。したがって、一回ぼつくり、ただ出てきてこれを認める認めないという形ではなくて、できる限り有機的に、つくりだす過程で総合的、整合的に努力をしてまいりたい。

したがって、私どもとしても、できてまいりましたものはいろいろの関係省庁のそれぞれの施策の体系との整合性も図る必要がございますから、そこはある程度の調整を要する場合が出てまいらると思ひますけれども、私どもとしては、道県の考へ方を最大限活用する、またその途中の過程でも、実質的に意見調整あるいはアイデアの出し合いというふうな形で、関係省庁の本省の機能あるいは出先の機能を十分発揮していくということにいたしたいと思つております。

○**鍛冶委員** そこで、発展計画のフォローについては資金需要というものが大変問題になるわけですが、これが非常に増加してくる場合も考へ得ると思ひます。残存鉱害量の調査もなさつていらつしやるというところで、こういう関係にしろ、また後でちよつと触れたいと思ひますが、炭住の改良等にしろ、これはいままでのペースですと、十年間で果たして終わるのかなというふうな感じもいたします。

これは基本的な問題でありますから、こういったものが十年で終わらなかつたら、これはもう発展計画も何も、もちろんその中に組み込まれるのではございまいしょうけれども、成り立たないという気もいたすわけでございまして、そういう意味

から、大幅な、いままでのペースより以上の資金需要というものが、いろいろな計画を実施するに当たつて必要であるということも起こつてくると思ひます。こういうものに対する対応は主管官庁としてしっかりとやっていただきたいと思います。が、この点についてはいかがでございまいしょう。

○**福岡政府委員** 産炭地域振興のための財政資金の運用に關しましては、大きく言ひまして、私どもの方の石炭対策特別会計から出てまいりますものと、それからこの法律によりまして、公共事業等につきましてもいづゆるかさ上げといった制度的な支援、さらに自治省の方でおやりいただいております地方交付税の弾力的な活用、いろいろな制度があるわけでございます。

そこで、今回このように地方の自主性を尊重してということにつきましては、限られた厳しい財政事情の中で、それぞれの経済生活圏の有機的な発展を図つていく、いづゆる効率的な財政資金の運用を図つていくということで、地域の浮揚もあわせ図つていく、こういうことでございまして、したがって、それぞれの計画を、非常に新しいアイデアを出し合いながら、関係市町村の地域特性を發揮しながら有効にやつていく、こういうことであるわけでございまして。そのために調整額制度等もそれぞれの事業の呼び水として用意をいたしたわけでございます。

もちろん、今後の財政事情等々はいろいろ考へいたさなければならぬわけでございしますが、これも、自治省初め関係省庁がそれぞれの御所管の制度の中で最大限御配慮を願うように、私どもとしてもお願いもしたいと思ひますし、各省連絡会等の席でもその旨を申し上げたいと思ひます。

また、石炭対策特別会計で分担をいたしております範囲の中におきましては、それぞれもちろん財政上の制約はございすけれども、この期間内に産炭地域振興の施策が十分効果を上げますように、私どもとしてもその財源の確保にも十分留意をしてまいらなければならぬと思ひます。また、効率的な運用も図つていかなければならない

というふうな思つておるわけでございまして。いづれにいたしましても、関係省庁それぞれ十分連絡をとりながら、それぞれの持ちます財政上の諸措置を有機的、効率的、なおかつ必要なできる限りの手だてを講じていくということで努力をいたしたいと思つております。

○**鍛冶委員** この発展計画の目標達成と地域指定の解除の關係についてお尋ねをいたします。

○**福岡政府委員** 地域指定の解除の点でございますが、産炭地域振興審議会の答申にもございすように、これはできる限り経済的社会的疲弊の解消を図るということでございまして、この地域指定をいたしましたときの考へ方、これは、特に疲弊の著しい六条市町村、これは主として石炭への依存度とそれから財政力指数を中心にしたもので地域指定が行われたわけでございしますが、私どもとしては、その指定をいたしたときの考へ方、基準、これを指定解除のときの基準におおむね適用して考へていくのがいいのではないだろうかというふうな考へております。産炭地域振興審議会の答申におきましても「地域指定の基準を勘案し」という表現がございしますが、そのように考へてまいりたいと思ひます。

その際、広域的な考へ方で、経済生活圏としてのまとまり、その機能の發揮ということを今後の運用として考へたいということでございまして。したがって、指定の解除をいたしますときには、その経済生活圏の中に含まれております六条市町村、これは単数の場合と複数の場合とございしますが、それぞれの地域の経済生活圏の中に入つております六条市町村の状態、財政力指数がその典型であらうと思ひますが、これが指定をいたしましたときの状態に回復しているかどうか、これをメルクマールに考へて、それで経済生活圏として卒業するかどうか、こういうことを判断してまいりたいと思ひます。

その場合に、一つの経済生活圏の中に複数の六条市町村がございす場合には、それぞれ財政力指数等々の基準、状態、これに差があることが当

然予想されるわけでございますが、その場合には、私も私としては、その経済生活圏の中にあります六条市町村の状態を総合的に判断して、それで経済生活圏として全体で卒業するかどうかというのを考えたい。したがって、仮に複数あります一つの市町村だけが財政力指数が、指定をいたしましたときのレベルに達したからといって、それでその経済生活圏全体を、あるいはその当該市町村だけを卒業させるということではなくて、その経済生活圏に属します六条市町村の財政力の状態を総合的に判断して、卒業するかどうかというのを考えていきたい。また、そのような基準を今後産炭地域振興審議会にお諮りをして、基本計画その他必要な計画の中で明らかにしてまいりたい、かように考えております。

○**鐵治委員** 指定解除の問題と発展計画の目標達成との関連につきましては、また後日、こういう質疑を交わす機会があればぜひやりたいと思います。ひとつこの点についても、温かい配慮を保ちながら、全般的な浮揚を考えて指定解除等にも当たっていただきたい、こういうふうに思うわけです。

さらに、老朽炭住の除去に関する問題ですが、先日も参考人から御意見を伺ったときに、これを除去するについての費用の調達ができなくて大変困っているという話がありました。この点については、やはりまず発展計画そのものの一番基礎となる、前提としての環境整備という意味からもぜひやらなければいかぬだろうというふうに思うわけです。そういう費用の調達等につきましては、やはり国から何らかの援助を与えるという方向が必要ではないかと思いますが、この点につきましてお尋ねをいたします。

○**福川政府委員** 炭鉱の跡地の問題、これは確かに大変重要な問題で、特に産炭地の疲弊の一つの象徴として、これを十分改良してまいらなければならぬポイントでございます。炭鉱の跡地、これはなかなか進まないというところの一番の問題は、それが鉱業財団等を組成してござりまして、権利関係が非常に錯雑していることからな

かなか担保解除等が進まない、したがって、なかなかそれを利用する計画にいかない、こういう状況にあるわけでございます。

そのような計画をつくり、その改善を図ってまいります場合には、関係の市町村、地方公共団体等がそれぞれの関係者の間等を調整しながらして、現にある程度の成果をおさめている先進的な事例もござりますが、今後そのような地方の努力を私も促進していきたいと思っております。またさらに今後それを解決してまいりますのに、私どもとしても、炭鉱の跡地を再開発していくというためにどのような問題があるのかということも十分類型化をしてその問題の解決策を見出していき、そして地方にいろいろな今後の新しい利用を図っていくための努力を促していく方向づけをしてまいりたいというふうに思っております。

もちろん、資金的な側面というのいろいろあると思いますが、私も私としては、こういった権利関係、鉱業財団等に入っておたりいたしまして、なかなかそこが錯雑しているところにやはり一番のネックがあるというふうに考えております。したがって、そのほかいろいろな地方公共団体の機能等もどのように取り込んでいったらいいかということも含めて、五十六年度の予算に計上された炭鉱跡地再開発調査費を活用いたしましてその問題の解明を図り、今後の地方の努力を促していく方向づけの指針にいたしたいというふうに考えております。

○**鐵治委員** 権利関係は次に質問する予定でございまして、御一緒に御答弁をいただきます。確かに、費用の面とそれから権利関係、この二つが大きなネックになっていると思っております。この権利関係については、先ほど小淵委員の質疑の中にもございましたので、重ねて質問は、いま御答弁もございましたからやめますが、審議会の答申にも、権利関係の洗い直しというものを国でやっ、そして地方でいろいろ発展計画をつくり、再建していくのに援助を与えるようにというふうに

も出ておりますし、予算も組まれているようですが、ひとつこれはなるべく早く取りかきをしていただいて、そしてこういう問題の解決が一日も早くできるようにお取り計らいをお願いしたいと思います。

運輸省の方から来ていらつしやると思っております。ローカル線問題で御尋ねをいたします。

先ほどからも質疑がございましたが、私は、これも再々申し上げております参考人からの意見をお聞きいたしましたときに、このローカル線の問題、特に私の地元の福岡では、たしか五十七年度には五、六線くらいでしか廃止という形になっていると思っておりますが、これをひとつお考え直しをいただけないか。というのは、やはり発展計画というものが、先ほどから、また朝から質疑が交わされております中で御承知いただけたと思っておりますが、産炭地域にとっては大変な今後重要な問題になってまいります。さらには、この発展計画の中身いかによって、地域の浮揚ということが考えられまされた場合、国鉄のローカル線に乗る乗降客というものの変動というものが大変出てくる可能性も十分あるだろう。

そういう意味で、参考人の方からも切なる願いとして、この発展計画ができ上がって、そしてさらにこれが検討なされ実施の段階、目途が出てきたら、それとにらみ合わせながらこのローカル線の廃止の問題もお考え願いたいという訴えがございました。私も、まことにそのとおりではないか、また、ぜひそういうふうに、発展計画等が策定されてはつきり目途が決まったら、その中身をさらに御検討願って結論を出していただくというところで、留保をしていただくという方向で御考えをいただきたいと思います。この点についていかがでしょうか。

○**金子説明員** お答え申し上げます。バス転換等の対象になります特定地方交通線の選定基準の当てはめに当たりますのは、過去の輸送密度というものを原則として使いますけれども、住宅団地とかあるいは工業団地とか、そういう

った開発計画等の実現によりまして、昭和六十年程度までに確実に増加すると見込まれる輸送量についても加味するということになっております。

御指摘のように、今後策定される計画の実施による輸送量の増加によりまして、長期的に見てバス輸送と比べて鉄道輸送の方が国民経済的に有利になる、すなわち、鉄道特性を発揮し得るような状態になることと見込まれるような場合につきましては、これは国鉄の財政再建の緊急性ということにかんがみまして国鉄の営業線として維持することとはできないわけでござりますが、この場合には、第三セクター等による鉄道の維持を含めまして、地方公共団体も御参加いただきます特定地方交通線対策協議会の場において十分検討されることになるのではないかと考えております。

○**鐵治委員** この件については、参考人の願いが切に出ておったということは、一つには、そういう乗降客その他御答弁がありましたが内容を含めて、相当確信ある発展計画も立てられるという前提でお話があったと思っておりますし、私自身も、地元の人々皆さんの状況ないしは今後のことを考えまして、これは留保の上、それがはつきりした時点でぜひ再度検討願いたい、こういうふうに思っておりますので、これは御要望として申し上げておきます。

次に入りたいと思いますが、発展計画は、今後十年間でやるにつきましては、この後もちよつと触れたいと思っておりますけれども、いままでの二十年分を十年分に繰り込むぐらゐの決意でやらないとこれが達成できないではないかというふうな気もずいぶんいたします。そういう中でやはり第一年目が大変重要にならうかと思っておりますが、これも質疑の中で交わされておりましたけれども、この発展計画の策定と絡んで、この法が延長ということとで仮に決定をいたしました場合、これはそうさせなければいけません、まず一年目にこの発展計画の予算というものが十分盛り込まれる、こういう形が出てこない、もう大幅にこの十年とい

うものの計画がおくれているであらう、この一年がいわば改めて新しいスタートでありますから一番大切な初年度である、これに予算が十分反映させられなければならない、こう思うわけです。十分に予算に反映できるように指導もいただきたいし、またいろいろと発展計画、基本計画等の吸い上げというものが早くできるようにやっていただきたいわけですが、この点についてお答えをいただきたいと思ひます。

○福川政府委員 御指摘のとおり、新しい十年がことしの十一月から、この法律が延長になりますれば、その次の十年間、最後の十年間が始まるわけでございます。そういう意味で、五十七年度の予算、これは実質的な初年度として十分その必要な財源予算を確保すべきではないかという御指摘があったわけでございます。もちろん、これから道県あるいは関係市町村の意見を中心にした広域的な経済生活圏をベースにいたしました発展計画が出て、これが基本計画あるいは実施計画というものと連携を保ちながら実施に移されてまいります。この諸施策が、企業の誘致あるいは基盤の整備、さらに地方財政援助など各般にわたって実施していく体系になっておるわけでございます。

私どもも、確かに最後の十年でございます。このスタートが非常に重要であり、なおかつ、それは十分将来の展望を踏まえた英知を集めたものでなければならないというふうに思ひます。また、その計画等をさらに必要があれば財政的な支援という中に反映をさせていただきます。今後私どもも、実施計画の内容あるいは道県等がつくり出す広域的な発展計画、このようなものを踏まえながら、この産炭地域振興対策の推進に必要な資金の確保には努めてまいりたいというふうに考えておるわけでございます。

○鍛冶委員 時間が迫ってまいりましたので、先ほど質疑がありました点は要望に変えて申し上げますが、この法律の中で「鉱工業等」の「等」の中に教育、文化というものが十分入っているというところは、国会で修正を加えたと思ひますが、その中で、特定事業促進調整費の使い方の御答弁が、あつた中で、教育、文化の振興についても十分配慮してこれを使いたい、こういうことはございまして、これはひとつ十分に配慮をしてやっていただきたい。やはり形にあらわれた面、物質的な面、建物とか予算とか、そういうものの以外に、精神的な面といふことも、そういうものの教育、文化というものが産炭地の振興ということと重大なかわり合いを持っている、こういうふうに思ひます。振興という目的のもとにこういった調整費等が十分活用できるようにひとつ今後ともやっていただきたい。

さらに、特定事業促進調整費が上積みして新たに設けられたということ、私は、こういう行政の中で芽が出るということが非常に大切だ、というふうに思ひます。そういう意味で、新しい芽が出たということには大変評価をするわけでありまして、これは大臣の御答弁にもございましたように、この調整費がさらにふえていく方向でひとつ今後のお取り組みをお願いしたい、要望を申し上げておきます。

基本的な問題の中で何点か、いまこれは基本的な問題の中に入りまして、またちよつとお尋ねをいたしますが、経済生活圏の設定と発展計画の策定ということ、私が考えてみますに、いままでと違った重要な政策転換ではないかというふうに思ひます。ところが、この点につきましまして、いわゆる運用面のみでの措置でこれが行われているように思ひます。法の上での位置づけというものがなされてないように思ひますが、これはやはりはつきり位置づけをすべきではないか、こういうふうに思ひますが、この点について

てはいかがでしょう。

○福川政府委員 今後の産炭地域振興対策におきまして、それぞれの経済生活圏において、鉱工業的な機能、農業の機能あるいは都市機能あるいは住宅的な機能といったようなものを分担して、相互に影響を及ぼしながら一体的に発展させていく、こういうことで、既存の広域市町村圏あるいは地方生活圏あるいはモデル定住圏といったものの調和を図りながら進めていく、こういった圏域を従来の九地域の中で設定をしてこの適切な運用を図っていききたい、こういうのがこの考え方でございます。

これについて経済生活圏ごとには、これは関係道県が自主性を持って作成をいたします事業プログラムの性格を有するものでございまして、これを集約した形で私どもの方で通商産業大臣が実施計画の策定をするということでございます。したがって、考え方の基礎として、この実施計画の中のベースとなり、またこの実施計画の実効性と円滑な推進を図るというのが、道県がつくります発展計画でございまして、そういう意味では、先ほども申しましたように、事業プログラムの性格をも兼ね備えたものであるというふうに思ひます。

したがって、これは関係道県の自主性を尊重いたしました。実施計画との連携を図りながら進めていくものでございまして、このような運用をいたしますことによつて、産炭地域振興政策の総合的かつ効率的な推進が図られていくというふうになるものでございまして、私どももいたしまして、現行法の運用の改善というようなことで位置づけられていくべきものではないか、これによりまして従来の対策の進め方が十分改善され、それからまた、道県あるいは関係市町村の自主性も発揮され、また、そういう道県の自主的な努力を関係省庁の全体的な施策にも反映させていく、こういうことで運用の改善として位置づけしていくべきものではなからうかというふうに考えております。

○鍛冶委員 今度は自治省の方にお尋ねをいたします。地方財政援助対策については、幾つかの点で産炭地域には援助がなされておるわけですが、法の延長に伴ひまして、その中で特に普通交付税の産炭地補正でございますが、これも先日の参考人の御意見の中で特に取り上げて、これは継続してほしいという御要望等もございました。この点について、ぜひとも五十七年度以降についても他の財政援助と同様に継続をしていただきたい、というふうに思ひますが、この点についてお答えをいただきたいと思ひます。

○能勢説明員 産炭地域の市町村につきましては、地方財政の面でもいろいろの特例措置を従来からやってまいりましたわけですが、お話のございましたいゆる産炭地補正と申しますものは、昭和五十一年度から、少し細かくなりますが、普通交付税の算定上「その他の諸費」という種目に投資補正Ⅱという割り増し経費の算入を行うための補正を設けて適用してまいっているわけですが、この補正を適用してまいった基本的な考え方は、産炭地域振興の諸施策が拡充されるまでの、いわばつなぎ的な措置ということで、そういう考え方で適用してまいっております。したがって、根拠にしております交付税法の省令の規定の中にも、五十一年度から五十六年度まで適用するというようなことにはいたしておるものでございます。

ところで、五十七年度以降の適用につきましては、産炭地域振興臨時措置法の延長等目下審議されているわけですが、こういった法律に基づきます諸施策の状況なりあるいは市町村の財政の状況といったようなものを総合的に勘案してまいりながら、五十七年度以降の適用について私どもとしては検討してまいる考え方でございます。○鍛冶委員 これはぜひ前向きで存続という方向で検討をお願いしたいと思います。時間が参りましたので、最後に大臣にお尋ねをいたしますが、先ほどから議論もいろいろございましたが、私の前の委員の御質疑の答弁の中で石

炭部長も、残存鉱害量の調査をいましておつて、五ないし六月ころにその調査結果が出て、これを審議院に諮問するというふうなことで御答弁があった中で、この残存鉱害量をいまの時点で類推すると、今後の十年間での措置も、よほどの取り組みがないとむずかしいといった意味の御答弁がありました。

それから、先日の参考人に対する質疑の中でも私がお尋ねをした一つですが、炭住の改良の問題がございいます。これなんか、私の地元の田川市なんかには例をとりまして、いままでの、過去二十年間やってまいりましたペースでいいますと、この炭住改良についても明らかにあと二十年くらいはかかる、こういうふうな数字が出てくると思えます。そういう意味で、先ほどの御質問の中でも、過去二十年間分をむしろ十年間に圧縮してでもやらなく、この審議院のメンバーの皆さんがお考えになっておられるような十年で最後だという形をとるとするならば、これは相当強力な押し込みをやらないと恐らく達成は不可能ではないかというふうな気もいたすわけでございいます。

そういつたことを含めて、主管官庁である通産省の役目は大変重大なものと私は思いますが、この点の、遂行するについて、いろいろ申し上げた点を含めて考えながら、この十年間大臣の取り組む姿勢について、法延長の出発に当たっての、通産大臣として、また地元の福岡御出身の代議士の大任として、ひとつ御決意のある御答弁をお願いをして、私の質問を終わらせていただきます。

○田中(六)國務大臣 まず第一点の残存鉱害量の策定は、石炭部長も述べましたように、五、六月ごろまで、もうわずかな時間でございますが、それまでにはつきりしておきたいと、少なくとも数千億にわたる、金額にしてそうでございしますが、そういうような大きな鉱害、これも、産炭地振興法が十年間延長しておりますので、鉱害も、来年鉱害法もある程度の措置をしなくちゃいけませんけれども、残存鉱害量が全部解決するような方途

で考えなければならぬと思っております。それから炭住のことでございますが、これも長い間かかって私どももやっておりまして、すでに累積の炭住街の改修も大きにわたっておりまして、来年度はまた一千軒ぐらいたってございまして、この予算は計上しております。

それから、振興法全体の十年延長を含めましてのこれからの取り組みでございますが、鐵冶委員の御指摘のように、私もたまたま産炭地のご真ん中の出身でございますし、自分の過去の経験、それから住民の人たちの意向も十分参酌し、誤りなき方策をせなければならぬというふうに腹に決めておりますし、この委員会においての皆さんの御意向も十分入れて、自分の力の限り、能力の發揮できる限り一生懸命努力していきたいと思えます。

○鐵冶委員 終わります。

○森中委員 石原健太郎君。

○石原健太郎委員 先般、大臣は御所信の中で、今後とも「国内炭の生産を長期的に維持するよう引き続き努める」と述べられました。このためには労働力の安定的な確保が大切な柱の一つであると考えています。

ところが、先日の委員会で中田参考人が述べられたところでは、北海道の炭鉱にありましては高齢化が著しく進んで、近いうちに平均年齢が五十歳にもなるだろうと言われておりました。現に年齢構成を見ますと、四十五歳以上の方が全体のちょうど半分を占めて、三十歳未満は一・六%しかおりません。こういう状況では、将来とも安定的に石炭産業を維持できるのかどうか不安を感じるのでありますけれども、この点に關しまして政府委員はどのような認識を持っておいでになるのか、また、どのような対策を考えておられるのか、御説明ください。

○福川政府委員 今後、石炭鉱業の生産を維持してまいります上で、労働力の確保が一つの重要な要因であることは委員御指摘のとおりでございます。現在、この平均年齢がどのくらいになっておるか、いま四十五歳以上が半分以上という御指摘

がございました。

最近十年間の推移を見ますと、大体平均年齢は四十二歳、それでおおむね横ばいの水準でございます。確かに昭和三十年代の初めごろでございますと、たとえば昭和三十三年末をとりましますと、三十五・五歳が平均年齢でございます。これはその後逐次上昇してまいりまして、昭和五十年で四十二・六歳、最近五十四年度では四十二・七歳、こういう推移をたどっておるわけでございます。もちろん、国内炭の安定的な供給を図る上で基本的な前提でございます。そのためには、石炭鉱業の将来性の展望あるいはその経営の基盤の確立がまず非常に重要なこととございまして、その意味では、私どもとしては企業の自己努力とともども政策的な助成を図っていくことが必要ではなからうかと思っております。

また、労働力そのものにつきまします対策に關しましては、労働省の方でもいろいろ御指導いただいておりますが、私どもとしても安全な職場の確保、保安の確保、さらに技術的な面で充実ということが、若い労働力を吸引してまいります一つの重要なポイントでもあらうかと考えております。さらにまた、福利厚生面におきまして住宅あるいは福利厚生施設の改善、年金制度の実施といった形で、私どもの所管の範囲内でできるだけの努力をいたしたいと思っております。

五十五年度の、一部実績、見込みがございまして、常用労働者の異動状況をとってみますと、前年度末の人員が常用労働者で一万八千五百四十二人でございます。それで新規の雇入れ等を中心にいたしました増加いたしましたのが千九百二十八名、それから減少いたしましたのは千九百二十八名、それから減少いたしましたことは主として定年あるいは自己都合退職ということでございますが、千八百十四名、こういうことでございまして、そういう異動をたどっておるわけでございます。

しかしながら、御指摘のとおりいまの人員構成、今後の新規の雇用状況等の推移によりまして

と、さらに高齢化していくことが十分予想されるわけでございまして、私どもとしても、今後の石炭生産を維持していく過程で、この労働力の確保、さらには特に若年労働力の確保のためには、いま申し上げましたように石炭鉱業全体の展望あるいは企業の力の充実さらに技術、保安教育面の充実、さらに福利厚生面の充実といった点について、十分努力をしてまいらなければならぬと考えております。

○石原(健)委員 全体の感じからいたしまして、そういうことをやっていけば労働力には不安はない、そういうふうに理解させていただきたいと思

次に、若い人たちに新たに炭鉱に就職してもらうには、炭鉱に次ぐ炭鉱というニューズばかりでは希望が持てないと思っております。やはり新鉱の開発ということも必要になってくるのじゃないか、将来に明るい希望を持つためには大切じゃないか、こう考えるのであります。ところが、五十六年度のこの予算等を見ますと、海外炭の新規開発には六十六億圓ぐらいたれておるのかかわらず、国内炭開発の関係は三億九百万というところであるようです。この差は一体どのような判断に基づいてなされているのか。なぜ海外にそれほどの力を入れないが国内にはこれだけの力しか入れないのか。やはり地方の振興を図り発展を図るために、石炭鉱業というものはそれなりの役目を果たし得ると考えるもので、国内炭の開発ということとは今後とも一層力を入れなければならぬと思うのでありますけれども、先ほど申し上げました海外と国内とのそういうギャップについての御説明をいただきたいと思

○福川政府委員 今後の日本のエネルギー構造を展望いたしますと、石油の依存度を相対的に低下をさせていくということでございまして、その石油にかわります代替エネルギーの開発、これが一つの重要な柱になるわけでござい

いま海外炭の点についてのお尋ねがございまして、従来、石炭の海外からの輸入は原料炭に集

約されておりましたが、今後は石油にかわりまして一般炭も輸入がかなりふえてまいり、こういう予定でございます。恐らく昭和六十年には、いまの暫定需給見通しによりまして一般炭の輸入は二千二百萬トン、さらに六十五年には五千三百五十萬トンということでございます。これから相当急速に海外の石炭に依存せざるを得ない、こういうことでございます。

それで、今後、石油の供給の不安定性ということから、原子力と並んで海外の一般炭の輸入ということに努力を怠りません。また今後のエネルギーの供給の確保と経済の安定的な運営ということから重要な柱になると思うわけでございまして、しかしながら、そのために国内炭をゆるがせにしようということではございませんで、御指摘のとおり今後新鉱の開発という点については十分評価、検討を加えていかねばならないと思っております。第六次政策におきましても、新鉱の開発について五十年以降以降調査を行いまして、比較的希望と見られる北海道におきまして、天北及び釧路西部、この二地域を調査してまいりました。五十五年では九地域を選定いたしました。その後有望性の高いものを選定ということで、順次その自然条件のみならず、開発についての必要な諸条件の調査検討を進めてまいっております。現在その調査結果がかなり終局の段階に近づいてまいっております。開発をいたしますと、その経済性、さらに環境問題、それから委員の御指摘のございました労働力の確保、さらにまた、地上の権益との関係といったようなものを十分考えなければならぬわけでございます。

そういうことで、現在その評価をいたしておるわけでございますが、御指摘のとおり、今後石油の国際的な諸事情あるいは石油を含めましてエネルギーの需給構造、これはかなり変貌が予想されるわけでございます。したがって、私も現時点では、現在第七次策の検討の中で、石炭産業審議会におきまして、今後の世界的なエネルギー需給構造の中で国内炭をどのよう位置づけるべきか、そのためには世界的な石炭の需給が将来どうなるか、さらにまた、国内の既存炭鉱の自然条件、経済条件がどういうことになるか、また、そういう経済条件等を考慮して新鉱の開発の可能性がどうあるかという点につきまして、これは一つの重要な課題としていま御検討をいただいております。私どもとしても、今後そのような新鉱の開発の可能性をどのように位置づけていくべきかという点については十分考えたと思っております。もちろん、現在国内炭につきましても、石炭対策特別委員会におきまして十分な予算上の措置も講じておるわけでございまして、既存のものも合理化のために、たとえば近代化資金の交付とか、あるいは坑道探鉱の補助金等につきましても、かなりの額を投入をいたしております。

海外につきましても、最初に申し上げましたような事情から、石油及び代替エネルギー勘定の方から、先ほど御指摘のございましたような予算を準備をして、将来のエネルギーの需給構造に遺憾なきを期したい、かように考えております。

○石原(健)委員 私、なぜ頭から海外から二千二百萬トン輸入する予定であるというふうに決めてしまつて、それなりの予算をつけたのか、そういう点をお聞きしたかったわけなんですけれども、時間がありませんので次に聞かせていただきたいと思います。

若い人たちが新たに就業する場合には、賃金と待遇といった面での配慮が大切と考えられるのでありますけれども、昨秋のこの委員会でも、労働省の伊藤課長の御説明では、石炭関係労働者の所定内給与というものの平均は十七万八千円で、鉄鋼、金属、電力などと比べるとかなり低い額になっておるわけです。企業努力によって給与の改善が図られるべきは当然でありますけれども、やはりそれにも限界があるのじゃないかと考えられます。やはり炭価の決定に際しましては、こういった面への配慮も十分取り入れてなされるべきだと考えるのでありますけれども、こういった点が

かがでしようか。

○福川政府委員 炭価の決定につきましては、石炭産業合理化臨時措置法によりまして、現在標準炭価制度というのが設けられておまして、石炭の生産費あるいは競合いたします燃料の状況等々を総合的に勘案をして決めるということに相なっております。最近、国内炭の需給はかなりタイトに推移をしておりますが、これまでかなり引き取り問題と絡んでまいっております。関係需要業界、それから石炭業界の話し合い等をベースにしながら、引き取り問題と絡めながら炭価が決定されてきておったという点は事実であるというふうに思うわけでございます。今後、この炭価の決定がどのような水準であるのかがいいかという点は、実は第七次策の検討におきましても非常に重要な課題の一つでございます。まして、炭価決定の考え方がいかにルール、これをどうするかという点は、いまいろいろ鋭意御検討をいただいております。

一方の考え方は、いわゆるコスト補てん主義、いろいろなすべてのコストを補てんをするという考え方が一つございます。また一方の極には、自由市場、マーケットプライスにゆだねるというところの考え方がございます。もちろん、企業努力あるいは労働者の合理化努力といったようなものの報われるような形でなければならぬと思えます。さらにまた、これがある程度ユーザ業界にも負担可能なところでもなければならぬというふうに思うわけでございまして、いま両極端の価格の決定のことを申しましたが、そのいずれもなかなかそのとおりには進みにくいというところではなからうかというふうに思うわけでございます。

もちろん、今後いろいろ労働条件につきまして、賃金等の御示唆もございましたが、今後こういった石炭のコストの状況、これをいろいろ合理化を図っていくならば、安定的な操業ができるような賃金体系あるいは賃金決定のメカニズム、炭価決定のルールというものがどういうところが一番合理的であるのか。確かに、石油はかなり国内炭よりも高くなりました。しかしながら海外炭、これも最近はかなり価格が上昇いたしておりますが、海外炭に比べますと、比較をいたしますと諸条件によって違いがございまして、まだ格差がある。そういうことを踏まえながら、国内の生産を合理化努力と組み合わせながら安定的に維持していく、そのようなレベルはどのようなところであるべきかという点を、私もいま鋭意検討をしております。また同時に、第七次策の中での一つの重要なポイントになるといふふうに考えております。

○石原(健)委員 次に、この間の審議会の答申に開しましてお尋ねしたのでありますけれども、今後の産炭地振興の基本的方向として、「鉱工業機能、農業機能、都市機能等を分担し、圏域ごとにその圏域全体の発展計画を策定し、それぞれの機能を高めるための事業を集中的に推進すること等」が考えられる。こう述べられておるのでありますけれども、農業機能を高めるというのはいかにいうふうに解釈されているのか、御説明いただきたいと思ひます。簡単に結構です。

○福川政府委員 近隣の市町村が、地域の特性を踏まえながら一体的に発展できるというように形で広域的な発展の方策をとるということをこの答申の中で言われているわけでございまして、このような考え方のもとで、たとえば農業適地の地域につきましましては、農業の近代化、多角化等を推進することによって、住民の就業の安定あるいは所得の向上を図る、さらにまた、その地域の経済活動を活性化するということが産炭地振興になるのではなからうかというふうに思っております。農林水産省とも私も協力をいたしまして、現在いろいろ農林省がやっておられます土地改良事業等々の農業の振興の諸事業に連携を保ちながら、今後の産炭地振興ということの中で、工業地域あるいは地域の特性によつては農業地域の振興ということも、その地域の有機的な発展ということの中で位置づけを明らかにし、またその助

成を図りたいと思っております。

○石原(健)委員 農林省の方にお尋ねいたしますけれども、産炭地の振興を図るために農業機能を高めるということは、現時点でどのような方法が考えられるのか、御説明いただきたいと思います。

○塩館説明員 お答え申し上げます。

御指摘がございましたように、産炭地域振興審議会の答申の中では、産炭地域についての農業機能を高めるための事業の推進について述べられておるわけでございます。このような観点から、農業機能を果たすべき地域、当然産炭地域内にもかなりあるわけでございまして、そういった地域のそれぞれの実情があらうかと思ひます。私どもとしては、そういった実情に応じましていろいろな対策を実施していただくわけでございまして、具体的には土地改良事業、圃場の整備でございますとかあるいは農道の改良、それから排水施設の整備、そういった基礎の整備関係の事業が一つございします。

また、最近御承知のように需給が大変厳しくなっております。同時に農村の構成といひますか、混住化といひますか、そういった農村の実情というものが相当変化を遂げてまいっております。そういう意味では、単に生産面の施策だけではなく、環境の整備がきわめて重要になってきておりますので、そういう生産、環境を一体として推進をいたしますような農業構造改善事業等を推進しているところでございます。今後ともこのような事業の推進を通じて、産炭地域の農業の発展を図り、就業の場の確保と所得の向上に努めてまいりたい、かように考えております。

○石原(健)委員 いま御説明いただいたわけですが、農産機能を高めることによつて産炭地の振興が図られるのかどうか、私は大変疑問に感じております。というのも、食糧の自給率は年々低下する一方でありまして、また、米の減反は強化されつゝありまして、米価の値上げというものもきわめて抑え込まれております。牛乳は生産調整と

いうことで三年も四年も据え置かれてゐる。ミカンもどんどん切り倒さなければどうしようもない。農家の農業所得といふものは二年連続減少しておりまして、五十四年度は対前年比五・八％の減、五十五年四月から十二月までで一六・五％も農業所得といふものは減つてゐるわけでありまして。

この答申を出された審議会の中に、果たして本当に日本の現在置かれてゐる農業の状況、実態を把握しておられる方たちがいて、慎重に審議を重ねられてこういう答申が出てきたのかどうか、私はこの辺も疑問を感じるところなものでありますけれども、結論から言わしていただきますと、農業機能を高める努力をしても、産炭地の振興にはつながらないのじゃないか、こう考えるわけでありまして。

そこで、大臣にお考えをお聞きしたいのでありますけれども、この法律にあるとおり、産炭地におきましては鉱工業等の発展を図る、とりわけ石炭産業の振興は何より大切なことではないかと考えるわけでありまして。私は、去年この委員会から派遣されて北海道を見てまいりまして、現地でつくづくそういう感じを強く持ったわけでありまして、けれども、この点に關しまして、大臣のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○田中(六)國務大臣 答申の中に都市機能の發揮、農業機能の發揮、鉱工業機能の發揮と、三つの機能の發揮がうたわれております。これはそれぞれの地勢あるいは住民の要望によつて大きく三つに分けたわけで、都市機能といふのは、サービス業を中心とする非常に繁栄した都市といふものを頭に置いてゐるのじゃないか。鉱工業機能といふのは、御承知のようにいままでの既成の産業あるいは企業の育成。農業といふのは、その地区に農村――表向きは炭鉱といふことになつてなくても、御承知のような日本の坑道が非常に深くありますし、表面づらは農業といふことで、たとえば鉱害などを見ましても、家屋の復旧、土地の復旧がございしますけれども、大きく鉱害復旧の中に占めて

おるのは、たんぼあるいは稲、そういうものをつくつた炭田の復旧が大きく占めておる点を見ましても、そういう三つの機能のいずれの選択にも合ふようなことを言つておるのじゃないかと思ひます。

いずれにしても、そういう機能のいずれを選んでもいいようなことを言つてゐるのであつて、必ずしも農業機能にだけ偏するというようなことではなくて、鉱工業機能を發揮するならば、いままでの石炭の発掘と同じようなことをやつてもいいわけ、新鉱の発掘につきましても、いまのところは法律上の規制がございしますけれども、私ども、この機能につきましても、国会にお願いして法案の修正などもやりまして、新鉱の開発にも努力していきたいと思ひますし、旧産炭地をそのまま、ある程度炭量とかそういうものがございしますならば、新鉱開発に結びつけ合はせることが発展計画の中に組み込まれるならば、私どもはそれでも十分だといふように考えますし、いずれにしても、今回の産炭地振興の計画の中にいろいろな点を加味し、それを実現すべく、私どもは地方の時代に沿つた機能の發揮に努めていきたいといふふうに思ひます。

○石原(健)委員 それからまた、答申によりまして、厳しい雇用失業情勢、全国水準を上回る生活保護者の滞留、所得水準が低く、財政事情も困窮している、そういったことから地域が疲弊している、だから十年の延長が必要であるといふような答申のようでありまして、ここでもちよつと失業の実態であるとか生活保護の実態、その趨勢などを御説明いただきたいと思います。

○加藤(孝)政府委員 失業の情勢を端的に示します有効求人倍率、求職者一人に対して求人が幾つあるか、そういう観点の数字で申し上げてみますと、全国で、昭和五十年で〇・五八、これに對しまして、最も深刻な失業情勢が言われております筑豊で〇・二四といふような情勢でございします。それで五十年以降の推移で申し上げますと、全国が、五十年〇・五八、五十一年〇・六二、五十

二年〇・五三、五十三年〇・五八、五十四年〇・七三といふことで、ここ五十三、四年あたり向上きに少し転じております。筑豊の方は、同じ五十年からの数字を申し上げてみますと、〇・二四から、五十一年〇・一九、五十二年〇・一七、五十三〇・二一、そして五十四年〇・二五、こんなような状況でございまして、〇・二五と申しますと、求職者一人に対して〇・二五しか求人がない、こういうような状況でございします。

また、生活保護の關係で見ますと、千人当たりの生活保護者の割合でございしますが、全国で五十年が一二・一、これに對しまして、福岡県の場合には四四・八、こんな状況でございします。五十五年でございしますと、全国で一二・一九、そして福岡県の場合四三・〇といふようなことで、このうち下がつておりますけれども、大体同じような状況が続いておる、こんな状況でございします。

○石原(健)委員 それでは、生活保護世帯などを見ますと、全国平均の四倍ぐらいの方がおいでの方なんです、ずいぶん多いなという実感もするわけですから、そういう方たちは、本當に働く場所がなく働けないのか、あるいは東京あるいは大阪あたりに住んでゐる人のように一時間でも二時間でも通勤するとか、また東北地方の農民のように出かせぎをする気持があるならば仕事は見つかるのか、そういった点、現地は一体どういふ状況なのか、おわかりでしたら教えてください。

○加藤(孝)政府委員 こういう産炭地域におきまして雇用失業情勢が非常に厳しい状態の中で、私ども労働省といひましたも、広域職業紹介といふことを基本に進めてまいつたわけでございまして、これまで約六万の方々をこれから産炭地から一般の地域へ広域職業紹介で移転就職をさせていただいたといふような紹介活動をしておるわけでございします。しかしながら、現在こういう産炭地におきまして失業対策諸事業を実施しておりますもの、やはりそれぞれこういう移転就職等がしがたいいろいろな事情がございまして、たとえば比較的高齢者であるとか、あるいはまた炭住等の払い下げと

いうような形で自分の家がわずかならあるというように、全くそれを捨てて移れないとかいうようないろいろな事情の中で、それらの方が他に職なくおられるという中でこういう事業を続けてきておる、こういうわけでございます。

もちろん、そういう一時間以上かかって通勤するという場面につきましても、これはいろいろお話しも出ておりますように、北九州地域であるとかあるいは刈田の地域であるとか、産炭地からもそういう相当長時間かけて通勤をしておられるという方ももちろんあるわけでございますが、やはり基本的に産炭地を取り巻きます全体の雇用量が少ないというところに問題があるわけでございまして、今後の産炭地振興の中でそういった雇用の増進もだんだん図っていかねければならぬ、こんなふうに考えておるところでございます。

○石原(健)委員 今後ますます世間一般に高齢化社会を迎えると言われておりまして、そういう地域でも高齢化が進むと考えられるわけであります。この次の十年間にこういった失業の情勢とか生活保護者の滞留というものが解消できる見通しがあるのかどうか、その辺についてお聞かせいただきたいと思います。

○福岡政府委員 私ども、今後最後の十年としてこのような疲弊した状態を何とかして改善いたしたいというふうに思うわけでございます。いま御指摘のように、雇用失業状態、あるいは生活保護者の滞留、あるいはまた工業出荷額の低さ、あるいは市町村の財政力の弱さ、こういうことがございますために、私どもとしても、これを何とか克服いたしますために、一応制度的には従来の制度を踏襲はいたすとしたしましても、その運用の点につきましても、それぞれの地方の自主性を発揮しながら、効率的な地域特性の発揮ができるようにして、このような事態はぜひ改善をいたしたいというふうに思うわけでございます。

いろいろな機能を組み合わせながらということでございますので、いろいろな見方があるうかとは思いますが、たとえば工業出荷額の伸びを見ま

すと、昭和三十五年と五十三年とを比較いたしますと、全国では一〇・四倍に對しまして産炭六条地域は一七・一倍ということでございまして、このレベルで見ると、産炭地域の工業出荷額の伸びというものも統計的にはある程度高さを示しておるわけでございます。絶対的な水準が低いわけでございますから、このこと自身で産炭地域の疲弊というものが現在時点におきましてはまだ厳しい状態にあるということは、先ほど来の御質疑のとおりでございますが、今後さらにいろいろな鉱工業等を中心にしたしまして、この疲弊した状況を回復していくということに、私どもも最大の努力をいたしたいというふうに思っております。

○石原(健)委員 では、時間ですので質問を終わります。ありがとうございました。

○森中委員長 本日の質疑通告者の質疑は全部終了いたしました。

次回は、来る十六日午前九時五十分理事会、午前十時から委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後四時五十三分散会

石炭対策特別委員会議録第三号中正誤

ページ	段 行	誤	正
三	三六	炭価程度	炭価制度
八	二三	策の中	策の中
九	二三	特は	特に
二	二三	とすれば	とすれば